

平成25年度版

こころの健康センター所報

三重県こころの健康センター  
(精神保健福祉センター)

# 目 次

## I こころの健康センター概要

1 沿 革	1
2 業 務	1
3 施設の概要	4
4 組織及び職員構成	5
5 県内の市町と人口	6

## II こころの健康センターの活動概要

1 技術指導・技術支援	7
(1) 関係機関への技術指導・技術援助	
(2) 保健所精神保健福祉相談担当者会議の運営	
(3) 「保健所における精神危機管理・危機対応ハンドブック」の改訂・発行	
(4) 研修会・勉強会等への職員講師派遣	
2 教育研修	14
(1) 精神保健福祉研修（基礎研修・専門研修）	
(2) 学生実習	
(3) こころの健康センター施設研修	
3 普及啓発	17
(1) 「平成24年度版こころの健康センター所報」の発行	
(2) こころの健康センター案内リーフレットの作成	
(3) 「こころのケアガイドブック」の改訂・発行	
(4) 「ひきこもり社会資源情報」「依存症社会資源情報」の発行	
(5) ホームページによる普及啓発	
(6) メールマガジンの発行	
(7) 職員による講演活動	
4 精神保健福祉専門相談	21
(1) 専門電話相談	
(2) 専門面接相談	
(3) 全体の相談件数	
(4) 特定相談指導事業（再掲）	
(5) こころの傾聴テレフォン	

<b>5</b>	<b>組織育成・支援</b> .....	<b>27</b>
	(1) 家族会への支援	
	(2) 精神保健福祉ボランティアへの支援	
	(3) 当事者会・当事者グループへの運営支援	
<b>6</b>	<b>薬物相談ネットワーク整備事業</b> .....	<b>29</b>
	(1) 依存症専門相談	
	(2) 家族教室	
	(3) 薬物フォーラム	
	(4) NPO法人との協働委託事業	
<b>7</b>	<b>ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）</b> .....	<b>32</b>
	(1) ひきこもり専門相談	
	(2) 家族教室・家族のつどい	
	(3) 講演会・研修会	
	(4) 関係機関との連携	
	(5) 普及啓発	
	(6) 先進県・民間支援機関の視察	
<b>8</b>	<b>自殺対策事業（三重県自殺対策情報センター）</b> .....	<b>36</b>
	(1) 自殺予防・自死遺族相談	
	(2) 自死遺族支援	
	(3) 講演会・研修会	
	(4) メンタルパートナー養成事業	
	(5) 普及啓発	
	(6) 関係機関との連携	
<b>9</b>	<b>こころの健康危機管理事業</b> .....	<b>42</b>
	(1) 災害時こころのケア活動担当者会議の開催	
	(2) 「災害時こころのケア活動マニュアル」の作成・発行	
	(3) 普及啓発	
<b>10</b>	<b>精神医療審査会の審査に関する事務</b> .....	<b>44</b>
	(1) 入院届・定期病状報告の審査	
	(2) 退院請求・処遇改善請求の審査	
	(3) 参考資料（精神科病院一覧、病床数、入院患者の状況）	
<b>11</b>	<b>精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認事務</b> .....	<b>49</b>
	(1) 平成25年度交付状況	
	(2) 手帳の所持者数（各年度末）	
	(3) 手帳所持者の性・年齢別	
	(4) 保健所別 手帳所持者数及び所持率	

12	自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務 .....	52
	（1）平成25年度申請及び承認状況	
	（2）受給者証所持者数（各年度末）	
	（3）受給者証所持者の性・年齢別	
	（4）受給者証所持者 疾患別内訳	
	（5）保健所別 受給者証所持者数及び所持率	
13	その他 .....	54
	（1）心神喪失者等医療観察法関連	
	（2）地域障害者自立支援協議会（精神部会・地域移行部会等）への運営支援	
	（3）三重県障害者自立支援協議会への参加	
	（4）全国精神保健福祉センター研究協議会の開催・運営	

<b>Ⅲ 資料集</b>	.....	57
--------------	-------	----

1	こころの健康センター業務の方向性（平成24年度策定・抜粋） .....	58
2	平成25年度 全国精神保健福祉センター研究協議会発表資料 .....	62
3	メールマガジン（第13号～第16号） .....	68

## I こころの健康センター概要

### 1 沿革

三重県こころの健康センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条の規定に基づいて設置された地域精神保健福祉活動の技術的中核機関である。

- 昭和61年5月 三重県津庁舎保健所棟1階（津市桜橋3丁目446-34）に開設。保健環境部保健予防課の分室としてスタート。
- 昭和63年10月 三重県久居庁舎（久居市明神町2501-1）の完成に伴い、同庁舎1階に移転。
- 平成元年4月 県健康対策課の地域機関として独立。「三重県条例第5号」
- 平成11年8月 保険医療機関開設。「三重県条例第5号の一部改正」
- 平成13年7月 三重県津保健福祉部久居支所の廃止に伴い、保健所支所跡に事務所移転（久居庁舎内）。
- 平成14年4月 精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療費の判定・承認業務、精神医療審査会事務局が業務に加わる。
- 平成19年5月 こころの傾聴テレフォン開始。
- 平成20年4月 三重県津庁舎保健所棟2階（津市桜橋3丁目446-34）に移転。
- 平成23年4月 精神保健福祉相談を専門相談化。
- 平成23年4月 三重県自殺対策情報センターを開設。
- 平成25年4月 三重県ひきこもり地域支援センターを開設。

### 2 業務

三重県こころの健康センターは、「精神保健福祉センター運営要領」（健医発第57号厚生省保健医療局長通知、平成8年1月19日）に基づき、県内全域を管轄し次の業務を行っている。

#### （1）企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、県の精神保健福祉主管課及び関係機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する提案、意見具申をする。

#### （2）技術指導及び技術支援

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所・市町及び関係機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。

#### （3）教育研修

障がい者相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、市町、保健所、その他の関係機関等で、精神保健福祉業務に従事する職員等に専門的研修を行い、人材の育成及び技術的水準の向上を図る。

**(4) 普及啓発**

精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、支援を行う。

**(5) 精神保健福祉専門相談**

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。このためセンターでは、「ひきこもり」「依存症」「自殺予防・自死遺族」の各専門相談を行う。また、相談指導を行うにあたり、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

**(6) 組織育成・支援**

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が重要である。このためセンターは、県単位の家族会、当事者会、福祉事業所連絡会等の育成支援に努める。

**(7) 薬物相談ネットワーク整備事業**

薬物相談や依存症専門の対応ができる人材を育成するための研修や、依存症問題家族教室を開催するとともに、センターの依存症相談機能を充実する。また、薬物相談ネットワークを構築することにより、薬物相談に総合的に対応する体制を整備する。

**(8) ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）**

ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり相談ができる人材を育成するための研修や、ひきこもり家族教室・つどいを開催するなど、センターのひきこもり専門相談機能を充実する。また、ひきこもり支援ネットワークを構築することにより、ひきこもり相談に総合的に対応する体制を整備する。

**(9) 自殺対策事業（三重県自殺対策情報センター）**

自殺対策情報センターにおいて、自殺予防・自死遺族への相談対応ができる人材を育成するための研修や、自死遺族のつどい（わかちあいの会）を開催するなど、センターの自殺予防・自死遺族の相談機能を充実する。また、地域自殺・うつ対策ネットワークを構築することにより、総合的な支援体制の整備を行う。

**(10) こころの健康危機管理事業**

こころの健康危機管理に対応できるよう、人材育成の研修を行うとともに、こころのケアに対する支援体制の整備支援を行う。

**(11) 精神医療審査会の審査に関する事務**

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第12条の規定により設置された精神医療審査会の開催事務及び審査会の審査に必要な事務を行う。また、同法第38条の4の規定による退院等の請求に関する審査に必要な事務を行う。

**(12) 精神障害者保健福祉手帳の判定及び承認事務**

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付申請に関する判定業務及び承認業務を行う。

**(13) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務**

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第53条第1項の規定による自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の申請に関する判定業務を行う。

**(14) その他**

**① 調査研究**

統計及び資料を収集・整備し、県、保健所、市町等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

**② 心神喪失者等医療観察法関連**

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による地域社会における処遇について、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるため、保護観察所等関係機関相互の連携を図り必要な支援を行う。

### 3 施設の概要

#### (1) 所在地

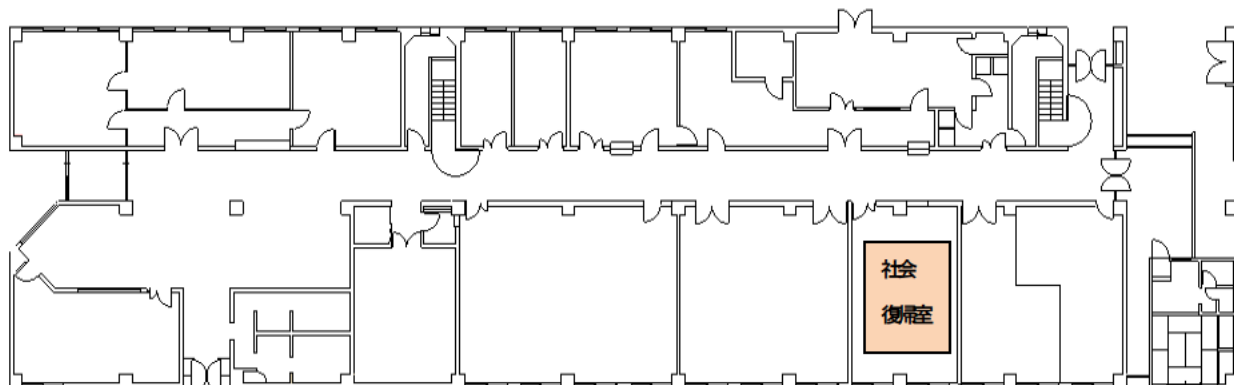
三重県津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎保健所棟2階

#### (2) 施設の状況

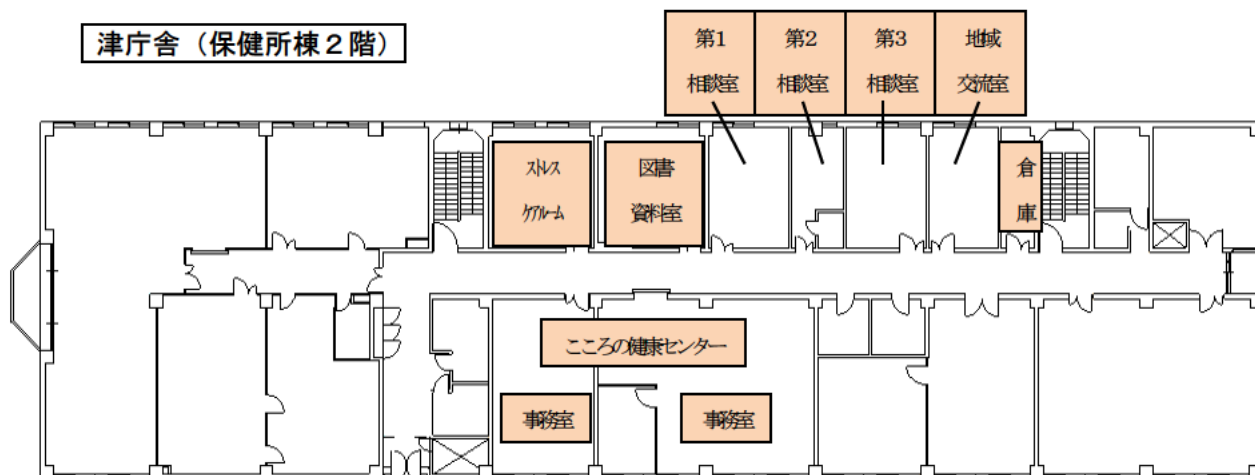
- |               |              |                  |         |
|---------------|--------------|------------------|---------|
| ① 敷地面積 (津庁舎)  | 23,879.63㎡   |                  |         |
| ② 建物面積 (保健所棟) | 延床面積         | 3,447.68㎡        |         |
| ③ 建物構造 (保健所棟) | 鉄筋コンクリート造3階建 |                  |         |
| ④ 各室面積        |              |                  |         |
| 事務室 (電話相談室)   | 110.63㎡、     | 事務・作業室           | 53.24㎡、 |
| 第1相談室 (診察室)   | 29.12㎡、      | 第2相談室            | 24.00㎡、 |
| 第3相談室         | 23.68㎡、      | 図書資料室            | 38.40㎡、 |
| ストレスケアルーム     | 38.40㎡、      | 地域交流室            | 19.20㎡、 |
| 倉庫            | 19.20㎡、      | 社会復帰室 (保健所棟1階)   | 50.97㎡  |
|               |              | <u>計 406.84㎡</u> |         |

#### (3) 平面図 (平成26年4月1日現在)

津庁舎 (保健所棟1階)



津庁舎 (保健所棟2階)





#### 4 組織及び職員構成 (平成26年4月1日現在)

##### (1) 組織及び所掌事務

所 長 副所長	審査総務課 (4名)	センター管理・総務・予算・経理 精神障害者保健福祉手帳事務 自立支援医療(精神通院医療)事務 精神医療審査会事務局 センター長会、センター研究協議会 精神保健福祉協議会事務局
	技術指導課 (6名) 嘱託員	精神保健福祉に関する技術指導・技術支援 教育研修の企画立案と実施 精神保健福祉に関する普及啓発 精神保健福祉専門相談 協力組織育成・支援 薬物相談ネットワーク整備事業 ひきこもり対策事業(ひきこもり地域支援センター) 自殺対策事業(自殺対策情報センター) こころの健康危機管理事業

##### (2) 職員構成

職 名	職 種	人 数
所 長 ※保健所長と兼務	医 師	1
副所長 (事務吏員)	一般事務	1
審査総務課長 (事務吏員)	一般事務	1
専門監兼技術指導課長 (技術吏員)	保健師	1
主 幹 (技術吏員)	保健師	2
主 査 (事務吏員)	一般事務	3
主 査 (技術吏員)	生活指導員	1
主 事 (事務吏員)	一般事務	1
技 師 (技術吏員)	福祉技術専門員	1
嘱託員	自殺対策情報センター支援員	(1)
嘱託員 (非常勤)	こころの傾聴テレフォンリスナー	(14)
嘱託員 (非常勤)	医 師	(3)
計		12(18)

## 5 県内の市町と人口

平成 25 年 10 月 1 日現在



市町名	人口 (人)
県 計	1,829,063
津市	281,547
四日市市	306,690
伊勢市	128,172
松阪市	166,795
桑名市	140,784
鈴鹿市	197,650
名張市	79,245
尾鷲市	18,737
亀山市	50,537
鳥羽市	20,153
熊野市	18,374
いなべ市	45,412
志摩市	51,988
伊賀市	93,849
木曾岬町	6,591
東員町	25,502
菰野町	40,373
朝日町	10,125
川越町	14,490
多気町	15,132
明和町	22,677
大台町	9,960
玉城町	15,347
度会町	8,397
大紀町	9,335
南伊勢町	13,484
紀北町	17,458
御浜町	8,947
紀宝町	11,312

## Ⅱ こころの健康センターの活動概要

### 1 技術指導・技術支援

#### (1) 関係機関への技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町、及び関係諸機関に対して、企画助言、情報提供、ケース援助、事例検討、研修会・研究会、連絡調整、委員会・会議等、精神保健福祉に関する技術指導・技術支援を行った。

関係機関への技術指導・技術援助 (平成25年度 実施回数)

企画助言	情報提供	ケース援助	事例検討	研修会・研究会	連絡調整	委員会・会議	調査研究	その他	合計
29	37	4	25	45	4	28	0	13	185

内容別内訳 (平成25年度延べ件数)

区分	内 容											合計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所	1	63	2	3	2	11	8	9	0	3	22	124
市町	2	32	2	1	1	11	3	8	1	2	9	72
福祉事務所		2		1							3	6
医療機関	1	41	2	2	1	9	1	10			14	81
介護老人保健施設		1						1				2
障害者支援施設		22	1								3	26
社会福祉施設		6									1	7
その他	3	81	2	4	4	25	8	16	1	4	26	174
合計	7	248	9	11	8	56	20	44	2	9	78	492

## (2) 保健所精神保健福祉相談担当者会議の運営

精神保健福祉相談担当者会議は年6回開催されている（原則偶数月第2月曜日）。基本的には午前は障がい福祉課が運営し、午後は当センターが保健所への技術支援として運営している。

精神危機管理・危機介入業務に対応する職員のスキルアップのため、事例検討を中心に、保健所の役割や対応・考え方について意見交換を実施している。

開催年月日	運営・協議の内容
平成25年 4月8日（月）	* センター取り組み、専門相談機能の紹介等
平成25年 6月10日（月）	* ミニ研修「ケース記録の書き方」 * 模擬事例検討①
平成25年 8月12日（月）	* 地域支援体制（ネットワーク）の整備 * 模擬事例検討②
平成25年 10月7日（月）	* ひきこもり相談について（意見交換）、 * 事例検討③（34条移送申請ケースを中心に） * 34条移送「ミニ勉強会」
平成25年 12月9日（月）	* 事例検討④（34条移送を中心に、困難ケース対応について意見交換） * 34条移送「ミニ勉強会」ポイントの確認
平成26年 2月10日（月）	* 通報・措置に関する業務、支援業務を中心に意見交換 * 模擬事例検討⑤

※ 保健所（精神保健福祉相談担当者）、県障がい福祉課（精神保健福祉班）、こころの健康センター（技術指導課）が参加

## (3) 「保健所における精神危機管理・危機対応ハンドブック」の改訂・発行

保健所精神保健福祉相談担当者会議で行った研修会や事例検討を基に、保健所の役割や対応・考え方についてまとめ、平成22年度に「保健所における精神危機管理・危機対応ハンドブック（暫定版）」を作成・発行した。

その後毎年度、1年間の会議で実施した事例検討の結果を積み重ねて、年度末に改訂を続けており、平成25年度は改訂第3版を発行、各保健所に配付した。

過去に保健所で対応した多くの危機事例とその対応、考え方等を掲載しており、保健所で有効に活用され、精神危機管理・危機介入業務がスムーズに実施できることを目的としている。

#### (4) 研修会・勉強会等への職員講師派遣

関係機関への技術支援や精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的とし、下記の研修会や勉強会に職員を講師として派遣した(研修会・勉強会の実施主体別に掲載)。

##### ① 保健所

年月日	名称・テーマ	実施主体	対象	人数	対応者
平成 25 年 7 月 25 日	松阪地区地域・職域連携推進 懇話会研修会 「事業所におけるメンタルヘルス 対策のメリット」	松阪保健所	委員・事務局	19	医師
平成 25 年 9 月 18 日	精神保健福祉担当保健師等勉強会 「地域精神保健福祉相談の基本～ 問題別相談の進め方～」	松阪保健所	県・市町の 保健師等	11	保健師
平成 25 年 10 月 9 日	メンタルパートナー指導者養成 研修	熊野保健所	保健所 市町担当者 企業職員等	25	保健師 支援員
平成 26 年 2 月 19 日	鈴鹿保健所管内統括保健師会議 「災害時こころのケア活動マニ ュアルについて」	鈴鹿保健所	保健所 市町保健師	11	保健師
平成 26 年 3 月 2 日	伊勢志摩地区薬物乱用防止指導者 協議会 「三重県こころの健康センターに おける薬物依存への取組」	伊勢保健所	保護司 学校薬剤師 保健所職員等	27	事務職

##### ② 市町

年月日	名称・テーマ	実施主体	対象	人数	対応者
平成 25 年 6 月 28 日	桑名市母子保健係研修会 「メンタル不全のある母親の子育 てを理解・支援する」	桑名市 健康づくり課	市保健師、保育 士、歯科衛生 士、作業療法士	30	医師
平成 25 年 7 月 9 日	伊勢市健康文化週間啓発事業 「ストレスとの上手な付き合い 方」	伊勢市健康課	一般市民	26	保健師

平成 25 年 7 月 23 日	健康かわごえ推進協議会 「災害時のこころのケア」	川越町 健康推進課	健康推進員 町職員	23	保健師
平成 25 年 7 月 31 日	紀宝町こころの健康づくり研修会 「こころの病気について～代表的な病気の種類とその特徴～」	紀宝町健康づくり推進課	一般町民、保健福祉・医療専門職、保健活動推進員、食生活改善員、民生員、リスナー等	42	医 師
平成 25 年 8 月 22 日	紀宝町こころの健康づくり研修会 「ストレスを自分でコントロール」	紀宝町健康づくり推進課	一般町民、保健福祉・医療専門職、保健活動推進員、食生活改善員、民生員、リスナー等	29	保健師
平成 25 年 9 月 3 日	志摩市健康推進課職員研修会 「災害時こころのケア活動マニュアルについて」	志摩市 健康推進課	健康推進課職員	17	保健師
平成 25 年 9 月 11 日	伊勢市健康文化週間啓発事業 「こころの健康づくり～うつ病について」	伊勢市 健康推進課	一般市民	45	医 師
平成 25 年 9 月 26 日	こころのボランティア養成講座 「傾聴について」	大台町 町民福祉課	一般市民	8	心理士
平成 25 年 11 月 11 日	こころの健康教室 「こころのサインを見逃さないために」	伊賀市 健康推進課	一般市民	39	保健師
平成 26 年 1 月 16 日	桑名市介護&障害合同研修会 「精神保健福祉の基礎知識～理解と対応～」	桑名市 障害福祉課	市職員（介護分野、障害分野）	100	精神保健福祉士
平成 26 年 2 月 1 日	明和町学習会 「ストレスと精神障害」	明和町、明和町 障害者生活支援センター	一般町民 事務局	30	医 師

平成 26 年 2 月 20 日	伊勢市保健師自主勉強会 「ひきこもり・アルコール依存症 への対応や支援について」	伊勢市 健康推進課	市保健師	16	保健師
---------------------	--	--------------	------	----	-----

### ③ 福祉機関

年月日	名称・テーマ	実施主体	対 象	人数	対応者
平成 25 年 4 月 19 日	平成 25 年度障害程度区分認定 調査員研修会	県障害者相談 支援センター	障害程度区分 認定調査員	64	精神保健 福祉士
平成 25 年 6 月 19 日	三重県女性相談所勉強会 「精神保健福祉の社会資源・関係 機関の役割について」	県女性相談所	女性相談所 職員	10	精神保健 福祉士
平成 25 年 7 月 25 日	平成 25 年度三重県相談支援従事 者初任者研修会 「精神障がいについて」	県障害者相談 支援センター	相談支援従事 者	180	精神保健 福祉士
平成 25 年 11 月 18 日	平成 25 年度障害程度区分認定 調査員研修会	県障害者相談 支援センター	障害程度区分 認定調査員	23	精神保健 福祉士

### ④ 教育機関

年月日	名称・テーマ	実施主体	対 象	人数	対応者
平成 25 年 11 月 8 日	三重大学・共通教育・ 総合教育科目・健康科学講義 「地域のメンタルヘルス」	三重大学保健 管理センター	三重大学学生	40	医 師
平成 25 年 11 月 15 日	三重大学・共通教育・ 総合教育科目・健康科学講義 「大学生と自殺」 「メンタルパートナー養成」	三重大学保健 管理センター	三重大学学生	37	医 師

⑤ その他

年月日	名称・テーマ	実施主体	対象	人数	対応者
平成 25 年 4 月 12 日	奈良県立医科大学精神科新入局 医師勉強会 「薬物療法」「物質依存」	奈良県立医科 大学 精神医学教室	新入局 精神科医師	6	医 師
平成 25 年 5 月 9 日	産業保健研修会 「職場で出来る自殺予防」 「メンタルパートナー養成研修」	三重産業保健 推進連絡事務 所	産業医 医師 保健師	14	医 師
平成 25 年 5 月 14 日	企業のメンタルヘルス研修会 「自殺の現状と対策」 「メンタルパートナー養成研修」	株式会社 ベルライフ	ベルライフ 職員	30	保健師 支援員
平成 25 年 6 月 13 日	産業保健研修会 「職場におけるパーソナリティー 障がい」 「メンタルパートナー養成研修」	三重産業保健 推進連絡事務 所	産業医 衛生管理 保健師	16	医 師
平成 25 年 7 月 11 日	産業保健研修会 「職場における発達障がい」 「メンタルパートナー養成研修」	三重産業保健 推進連絡事務 所	産業医 医師 看護師	11	医 師
平成 25 年 8 月 8 日	産業保健研修会 「精神障がい者の就労」 「メンタルパートナー養成研修」	三重産業保健 推進連絡事務 所	産業医 看護師	7	医 師
平成 25 年 8 月 29 日	産業保健研修会 「職場で困る人の理解と対応」	三重産業保健 推進連絡事務 所	産業医 看護師	12	医 師
平成 25 年 9 月 18 日	奈良県立医科大学精神科老年期 グループ勉強会 「認知症と自殺行動：意味性認知 症でのリスク」	奈良県立医科 大学精神科 老年期グルー プ	精神科医 看護学科精神 看護学教員	9	医 師
平成 25 年 10 月 2 日	三重県産業安全衛生大会 「職場のメンタルヘルス対策～ 企業がメンタルヘルス対策を 行うメリット～」	三重労働基準 協会連合会他	企業、安全衛生 関係者、労働関 係行政	500	医 師



平成 25 年 11 月 6 日	三重県難病相談支援センター難病 相談支援員スキルアップ研修 「精神障害とは 相談における留 意点」	三重県難病 相談支援セン ター	難病相談支援 員	5	精神保健 福祉士
平成 25 年 11 月 7 日	産業保健研修会「職場における若 年性認知症」「メンタルパートナ ー養成研修」	三重産業保健 推進連絡事務 所	産業医 保健師	8	医 師
平成 25 年 11 月 26 日	平成 25 年度家族のピアサポート 相談研修 「県内の相談窓口と対応の実際」	三重県精神 保健福祉会	家族、精神保健 福祉ボランテ ィア、関係機関 職員	26	保健師
平成 25 年 11 月 28 日	産業保健研修 「職場における非典型的なうつ」	三重産業保健 推進連絡事務 所	産業医 医師 保健師	13	医 師
平成 26 年 1 月 9 日	産業保健研修会 「精神障がい者の就労」	三重産業保健 推進連絡事務 所	産業医 産業保健関係 者	3	医 師
平成 26 年 1 月 16 日	三重精神医会研修会 「精神保健福祉法改正について」	三重精神医会	県下の精神科 医師・看護師等	20	医 師
平成 26 年 1 月 16 日	産業保健研修会 「職場で対応に困る人への理解と 対応」 「メンタルパートナー養成研修」	三重産業保健 推進連絡事務 所	医師、産業医、 人事労務担当 者等	13	医 師

## 2 教育研修

### (1) 精神保健福祉研修（基礎研修・専門研修）

相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、市町、保健所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員などを対象に、基礎・専門研修を実施している。

#### ① 精神保健福祉基礎研修

対象： 精神保健福祉業務に従事しておおむね3年未満の方（初任者向け研修会）

実施日時・場所	内 容	受講者数
平成 25 年 4 月 25 日(金) 10:00～16:00  三重県人権センター 大セミナー室	<b>精神保健福祉基礎研修【知識編】</b>  講義 「精神保健福祉総論～歴史と理念～」 こころの健康センター 中井 芳 講義 「精神保健福祉総論～精神保健福祉の法体系・ 施策と社会資源～」 こころの健康センター 三上 政和 講義 「精神保健の基礎知識～理解と対応～」 こころの健康センター所長 井上 雄一郎	64
平成 25 年 5 月 23 日 (木) 10:00～16:00  三重県人権センター 大セミナー室	<b>精神保健福祉基礎研修【技術編】</b>  講義 「精神保健福祉相談の対応の基本」 総合心療センターひなが 医療福祉科 精神保健福祉士 宮越 裕治 氏 講義・グループワーク 「精神保健福祉におけるケースワーク ～事例をもとに～」 事例提供者 障害者相談支援センターHANA センター長 田中 宏幸 氏 相談支援事業所こだま 相談支援専門員 太田 眞裕子 氏	58
合計(延べ人数)		122

## ② 精神保健福祉専門研修

対象：精神保健福祉業務に携わっている方（現任者向け研修会）

実施日時・場所	内 容	受講者数
平成 25 年 7 月 18 日（木） 13:30～16:00  三重県人権センター 大セミナー室	講義 「医療が必要な人への関わり ～県内機関の訪問活動の実践から～」 (1) 志摩市の取り組み ～相談支援事業所・市・病院の連携～ 志摩市障がい者相談支援センターこだま 相談支援員 岡 昌史 氏 志摩市健康推進課 保健師 岡村 園子 氏 志摩病院地域連携センター 精神保健福祉士・保健師 阪本 朋美 氏 (2) 四日市市保健所の取り組み 四日市市保健所保健予防課 保健師 井倉 一政 氏	50
平成 25 年 9 月 11 日（水） 13:30～16:00 三重県人権センター 大セミナー室	講義 「認知行動療法の視点を取り入れた支援」 かすみがうらクリニック 臨床心理士 宗田 美名子 氏	66
平成 25 年 12 月 4 日（水） 13:30～16:30 三重県津庁舎 大会議室	講義 「アルコール依存症の最新情報と当事者・家族支援」 かすみがうらクリニック 副院長 猪野 亞朗 氏	66
合計(延べ人数)		182

## ③ その他（詳細は各事業該当ページを参照）

- 薬物相談ネットワーク整備事業： 教育研修会・薬物フォーラム
- ひきこもり対策事業： 支援者スキルアップ研修会・ひきこもり講演会
- 自殺対策事業： 自殺対策シンポジウム・相談窓口担当者研修会

## (2) 学生実習

三重大学医学部の学生を実習生として受け入れた。また教育機関に赴き、講義を実施した。

(実 習)

学 校 名	実施日数	受講者数
三重大学医学部医学科 1 年生	8	1 1
三重大学医学部医学科 5 年生	4	2 0

(講 義)

学 校 名	実施日数	受講者数
三重大学総合教育科目	2	7 7

## (3) こころの健康センター施設研修

こころの健康センターの業務内容や施設について、研修依頼のあった外部の支援機関職員等を対象に、研修及び施設の視察を実施した。

日 程	機関名	参加者数
平成 25 年 5 月 13 日	小児心療センターあすなろ学園	1 0
平成 25 年 6 月 11 日	鈴鹿短期大学	6
平成 25 年 12 月 26 日	津保護観察所	1

### 3 普及啓発

精神保健福祉の知識、精神障がい正しい知識、県内の社会資源情報等について、普及啓発活動を実施した。

#### (1) 「平成24年度版こころの健康センター所報」の発行

平成24年度版の所報を取りまとめ、関係機関に配付するとともにホームページにも掲載した。

#### (2) こころの健康センター案内リーフレットの作成

センターの広報啓発のためにリーフレットを1,000部作成した。



### (3) 「こころのケアガイドブック」の改訂・発行

こころのケアガイドブックは、県内の精神保健医療福祉に関する社会資源情報を掲載した冊子として、平成14年3月に初版を発行した。

その後、平成18年には障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行により、相談支援体制や福祉サービス制度が大幅に改正され、複雑な仕組みに変わった。

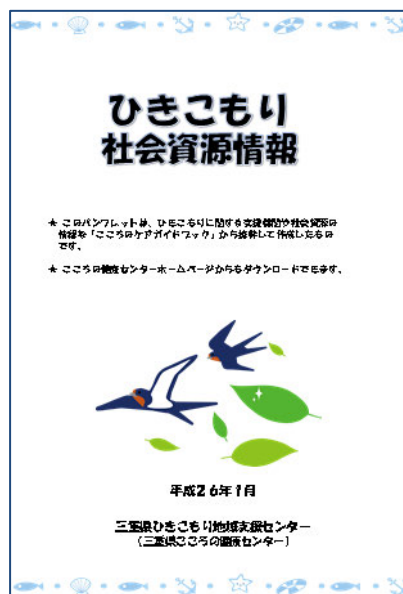
そのため、地域での支援に活用していただくことを目的に、平成23年度に社会資源情報を整理し、「こころのケアガイドブック」を改訂・発行した。その後も毎年度改訂・発行を行い、精神保健福祉医療に携わる支援機関に提供している。

掲載項目は「診療機関編」「相談窓口編」「社会資源編」だったが、平成25年10月版では新たに「専門相談編」を加え、一層の内容充実に努めた。1,500部を作成し関係機関等に配付した。また、ホームページにも情報を掲載し、その都度変更を加えて最新情報の提供に努めた。



### (4) 「ひきこもり社会資源情報」「依存症社会資源情報」の発行

こころのケアガイドブックから情報を抜粋した「ひきこもり社会資源情報」「依存症社会資源情報」を作成し、研修会・家族教室等で配付するとともに、面接相談でも相談者へ提供した。また、ホームページにも掲載している。



(5) ホームページによる普及啓発

平成23年度にホームページの方向性を「啓発・情報発信の中核」と位置付け、充実させていくこととし、センター内事業の情報だけでなく県内の精神保健福祉全般の情報を幅広く掲載するよう取り組んでいる。

また、研修会を開催した場合は可能な限り研修資料をホームページに掲載することや、更新時に過去の資料も保存して情報を蓄積していく「情報貯金箱」の取り組みを実施している。

なお、平成25年度は年間計73回更新し、タイムリーな情報提供に努めた。

アドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>

三重県内の社会資源情報

三重県内の精神診療機関・相談窓口・社会資源等の情報をご案内しています。各機関のホームページへのリンクも対応しています。

社会資源情報 ⇒ [こころのケアガイドブック](#)

I 診療機関編	(1) 精神科病院・クリニックの情報 詳細情報 (2) 認知症・デイケア・訪問看護 (3) 発達障がい・認知行動療法・セカンドオピニオン・女性医師対応
II 相談窓口編	(1) 障がい者総合相談支援センター、指定特定相談・指定一般相談支援事業所、市町、社会福祉協議会、地域包括支援センター (2) 保健所、精神保健福祉センター、三重県精神科救急情報センター、カウンセリングルーム、その他の相談窓口
III 専門相談編	(1) ひきこもり専門相談 (2) 依存症専門相談（薬物依存症・アルコール依存症・ギャンブル依存症・その他の依存症） (3) 自殺予防・自死遺族相談
IV 社会資源編	(1) 精神障がい者 障がい福祉サービス事業所等 (2) 居場所機能、セルフヘルプグループ、精神保健福祉ボランティアグループ、各種活動団体・関係機関等

## (6) メールマガジンの発行

当センターの業務内容や精神保健福祉に関する情報を関係機関に紹介するため、平成22年度からメールマガジン「センターだより『こころの健康』」を年4回発行している。

平成25年度は第13号から第16号まで発行した（「資料編」に掲載）。当センターのホームページにも掲載した。



	発行年月	内 容
第 13 号	平成 25 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特集： 「三重県ひきこもり地域支援センター」を開設しました！</li> <li>・ 連載コラム： 災害とこころのケア（その 8） 「災害時こころのケア活動担当者会議報告」</li> <li>・ 平成 25 年度こころの健康センター研修事業実施計画</li> </ul>
第 14 号	平成 25 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特集： 9 月 10 日から自殺予防週間が始まります</li> <li>・ 連載コラム： 災害とこころのケア（その 9） 「災害時こころのケア活動マニュアルについて」</li> <li>・ ひきこもり地域支援センター 地域の相談機関紹介 「地域若者サポートステーション」</li> </ul>
第 15 号	平成 25 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特集： 第 49 回全国精神保健福祉センター研究協議会レポート</li> <li>・ 連載コラム： 災害とこころのケア（その 10） 「災害を想定した研修会の開催」</li> <li>・ ひきこもり地域支援センター 地域の相談機関紹介 「障がい者（総合）相談支援センター」</li> </ul>
第 16 号	平成 26 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特集Ⅰ： 3 月は自殺対策強化月間です</li> <li>・ 特集Ⅱ： 「精神保健福祉法の改正と、これから私たち支援者が取り組むべきこと」</li> <li>・ ひきこもり地域支援センター 「ひきこもり支援ネットワーク会議を開催しました！」</li> <li>・ 連載コラム： 災害とこころのケア（その 11） 「災害派遣精神医療チーム（DPAT）について」</li> </ul>

## (7) 職員による講演活動（再掲）

関係機関への技術支援や精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的として、研修会や勉強会に職員を講師として派遣した。

（研修会・勉強会の実施主体別に掲載）

保健所 5 回、市町 12 回、福祉機関 4 回、教育機関 2 回、  
その他 16 回

計 39 回



## 4 精神保健福祉専門相談

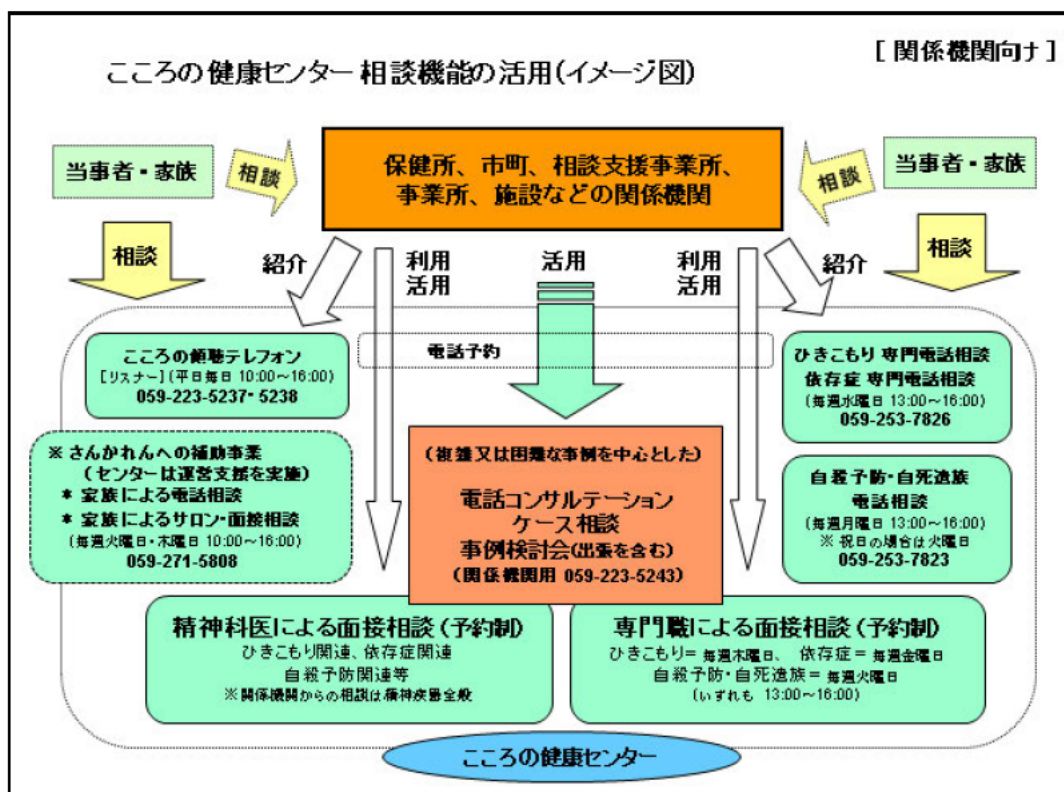
(専門相談へ移行した経緯)

こころの健康センターでは、県民から幅広く相談を受ける「精神保健福祉相談」を実施してきたが、電話相談の大部分は他の相談機関でも対応が容易な「一次的な相談」で占められており、精神保健福祉センターの専門性を活かした機能・役割が十分に発揮されているとは言い難い状況であった。

そのため、平成22年度に県の役割を踏まえた精神保健福祉センターの相談支援体制のあり方について、所内に検討会を設置して1年間に及ぶ検討を行った。県内外の相談機関の現状を把握するとともに、精神保健福祉に携わる県内の支援機関にアンケートを実施（150箇所送付、うち回答105箇所）して、こころの健康センターに求められている役割を調査した。

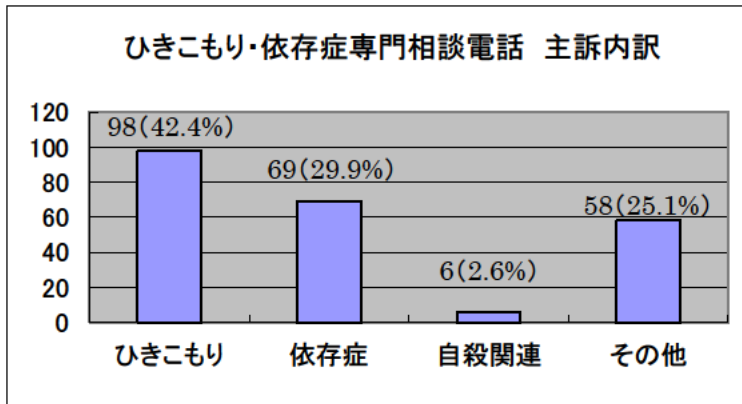
その結果、精神保健福祉センターに求められている「複雑又は困難な相談」「専門的な相談」に対応するため、これまでの相談支援体制を全面的に見直して、専門相談を中心とした新たな相談支援体制を構築し、平成23年度から実施している。

※ 平成23年4月1日からの相談機能（一部修正）



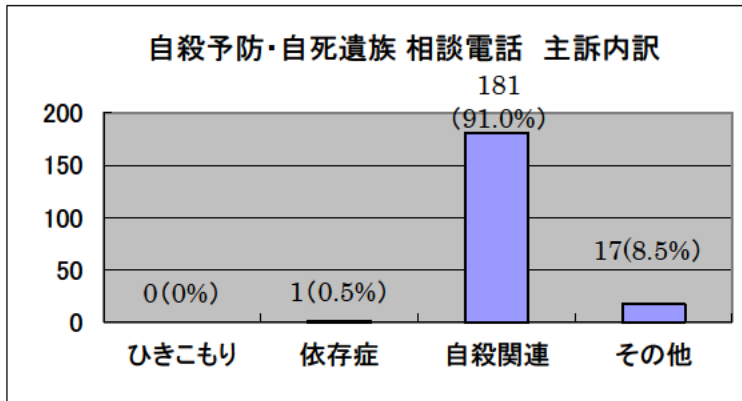
(1) 専門電話相談

① ひきこもり・依存症 専門電話相談 (毎週水曜日13:00~16:00)



- ★ 開設日数 51日
- ★ 相談件数 231件
- ★ 1日平均 4.5件  
(専門相談 3時間中)

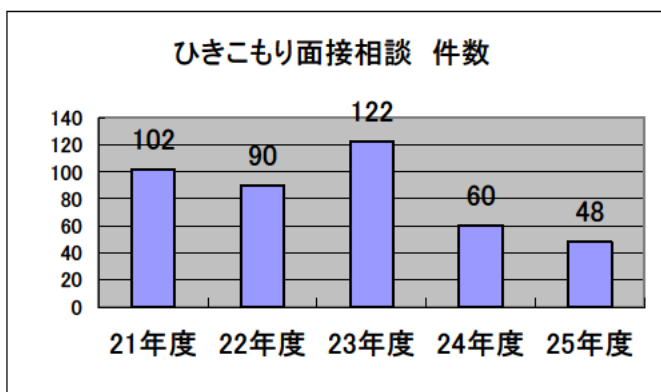
② 自殺予防・自死遺族 電話相談 (毎週月曜日13:00~16:00 ※祝日の場合は火曜日)



- ★ 開設日数 60日  
(統一ダイヤル含む)
- ★ 相談件数 199件
- ★ 1日平均 3.3件  
(専門相談 3時間中)

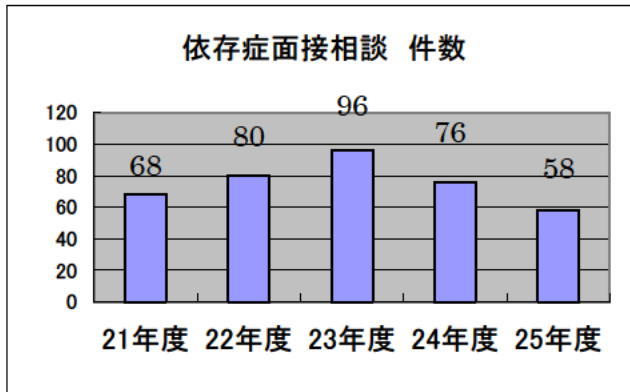
(2) 専門面接相談

① ひきこもり面接相談 (原則毎週木曜日)



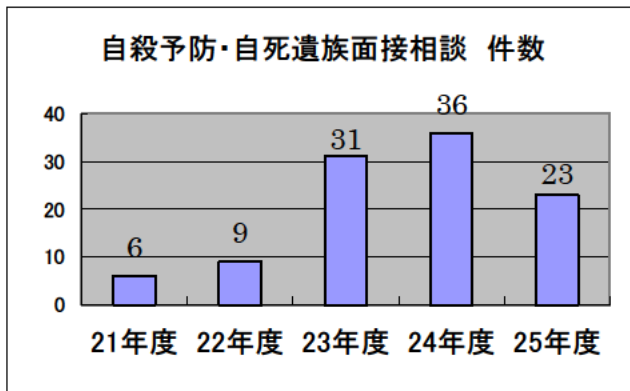
- ★ H21、22年度は「精神保健福祉相談」のうち、相談内容が「ひきこもり」の数
- ★ 主訴がひきこもり以外のものを含む、ひきこもり相談の全件数

② 依存症面接相談（原則毎週金曜日）



- ★ H21、22年度は「精神保健福祉相談」のうち、内容が「嗜癖（依存症）」の数
- ★ 主訴が依存症以外のものを含む、依存症相談全件数で比較している

③ 自殺予防・自死遺族面接相談（原則毎週火曜日）



- ★ H21、22年度は「精神保健福祉相談」のうち、内容が「自殺関連」の数
- ★ 主訴が自殺関連以外のものを含む、自殺予防・自死遺族相談全件数で比較している

(3) 全体の相談件数

表1 平成25年度 来所相談の受付経路

区 分	実人数	(再掲) 新規者の受付経路			
		保健所	市町村	医療機関	その他
計	84	2	5	4	60

表2 平成25年度 来所・電話相談の詳細

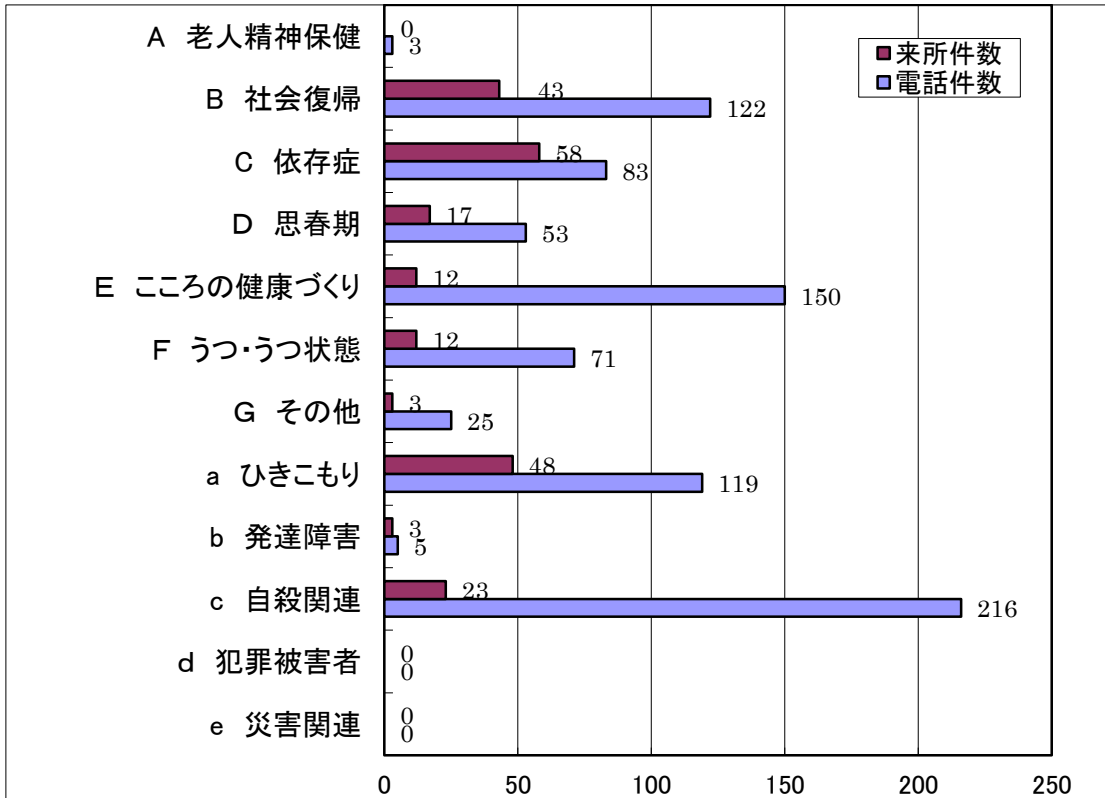
区 分	実人数	(再掲) 相 談															
		延 人 数										計の再掲					
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	その他	計	ひきこもり	発達障害	自殺関連	自殺者の遺族	犯罪被害	災害関連
来所相談	84	0	43	15	13	28	17	12	12	5	145	48	3	23	10	0	0
電話による相談	—	3	122	24	15	13	53	150	71	58	507	119	5	216	19	0	0

表3 相談者別相談件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
来所相談	316 (124)	373 (146)	278 (134)	230 (97)	281 (61)	187 (77)	145 (84)
電話相談 (関係者からの 相談含む)	1,492	1,600	1,487	1,453	497	433	507

( ) は新規数、平成23年度からは専門相談の件数

表4 精神保健福祉専門相談（来所・電話）の相談内容別 延べ件数



※ この件数は当センターで受けた全相談件数であり、専門相談日以外にセンターで相談を受けた件数も含む。

※ a～eはA～Gの再掲。

#### (4) 特定相談指導事業（再掲）

##### ① 思春期相談（思春期精神保健に関する相談指導等）

思春期は、中学生から大学生までの実年齢（13歳～22歳）で集計している。

平成25年度の来所相談は延べ17件であった。

ひきこもり地域支援センターの開設、専門相談の実施により、相談件数は今後増加していくことが予想される。

##### ② アルコール相談（アルコール関連問題に関する指導等）

平成25年度の来所相談は延べ15件であった。

アルコール健康障害対策基本法、飲酒運転0（ゼロ）条例の制定、自殺問題・職域メンタルヘルスなどの今日的な課題から、アルコール問題への関心が高まっているため、相談件数は今後増加していくことが予想される。

## (5) こころの傾聴テレフォン

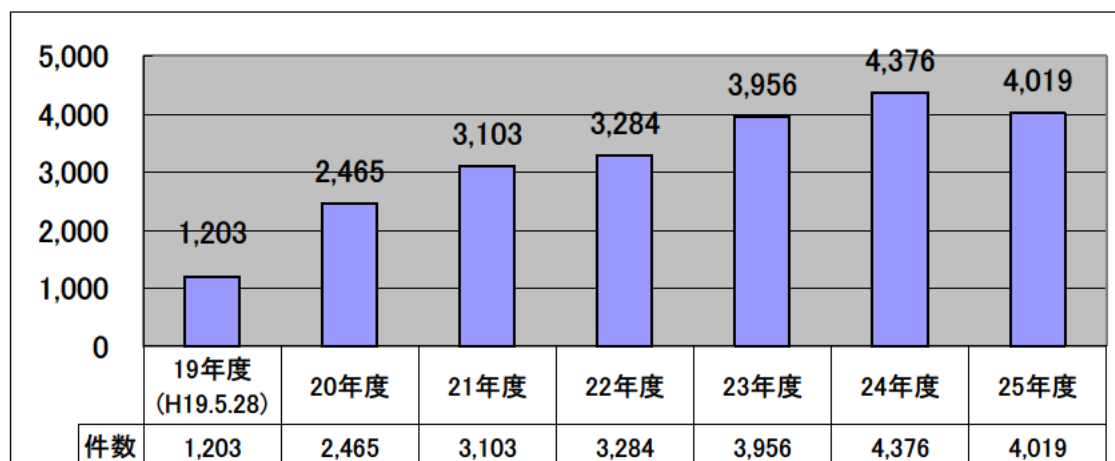
(開設に至った経緯)

平成13年度、こころの健康センターでは青年期・中壮年期におけるこころのケア実態調査を行った。この結果、メンタルヘルスに関する普及啓発、教育研修機能の強化、地域で気軽に相談できる体制づくりと関係者のネットワーク化が望まれていることが明らかになった。

このことから、三重県の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ21」の中で、メンタルヘルスが中心課題のひとつと位置づけられた。これに沿って平成14年度から「傾聴できる人・身近で話を聴くことのできる人」としての『リスナー』の養成がなされてきた。

平成19年度から、リスナー養成の目的に沿った「身近にある、話を聴く窓口」となることを目指して「こころの傾聴テレフォン」を開設、リスナーによる傾聴電話が開始された。

傾聴テレフォン着信状況（平成19年5月28日～平成26年3月31日）



平成19年度からの月別通話件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度		2	57	81	88	88	100	148	140	185	178	136
20年度	169	181	210	191	187	217	230	197	228	238	194	223
21年度	220	212	259	263	267	244	362	271	256	243	221	285
22年度	281	275	291	242	277	337	265	291	224	238	253	310
23年度	303	306	376	310	385	343	338	286	275	333	335	366
24年度	345	392	374	343	384	363	383	387	342	367	342	354
25年度	388	305	346	379	377	340	403	325	266	307	282	301

## 5 組織育成・支援

### (1) 家族会への支援

#### ① 三重県精神保健福祉会（さんかれん）

昭和44年8月に病院家族会「いすず会」が中心になり、「三重県精神障害者家族会連合会（三家連）」が設立された。社会資源がほとんどない時代から現在に至るまで、精神障がい者の社会復帰を目指した活動・取り組みを継続して行っている。

平成18年4月にはNPO法人化され「三重県精神保健福祉会（さんかれん）」となった。

平成21年度からは住宅保証人制度や就業支援に、平成23年度からは「家族のための家族相談（電話・面接・サロン）」や家族相談員研修会にも取り組んでいる。

#### ② 家族会（地域、病院、施設）

「さんかれん」の会員となっている県内の家族会は、地域家族会12箇所（うち1ヶ所休止中）、病院家族会3箇所（うち1ヶ所休止中）、施設家族会2箇所であり、それぞれの地域で活動を行っている。

#### 【支援状況】

センターでは「さんかれん」運営への支援を随時実施するとともに、各種大会・研修会への参加を通じて、家族会への支援を行っている。

内 容	参加・支援回数
「さんかれん」への運営支援・家族相談への支援	随時
家族相談振り返り会への参加・運営支援	10回
理事会・総会・拡大部会への参加	7回
さんかれん大会等の実行委員会への参加・支援	5回
バレーボール大会等のイベント・準備会等への支援	3回
家族相談員対象講座	3回

### (2) 精神保健福祉ボランティアへの支援

#### ① 三重県精神保健福祉ボランティア連絡協議会（こころのボランティア協議会）

平成11年度に7つの精神保健福祉ボランティアグループで構成する連絡協議会が発足した。現在は、月1回程度の運営委員会を開催し、ボランティア団体の相互の情報交換や精神障がい者の就労支援・災害時支援について意見交換を行っている。

## ② 三重てのひら

平成元年から当センターで実施した、精神保健福祉ボランティア教室の修了生により、平成4年に結成された。平成15年度から当センターで実施されていたデイケアを引き継ぎ、毎月第1～第4月曜日に当事者サロン「ありんこ」を開催・運営している。

### 【支援状況】

センターでは、こころのボランティア協議会の運営を支援するとともに、「三重てのひら」が運営している当事者サロン「ありんこ」に参加するなど、ボランティアへの支援を行っている。

また、こころのボランティア協議会と津市社会福祉協議会の共催で、精神保健福祉の「ボランティアスクール」が実施された。センターは講座の企画・運営・講師紹介・会場の提供等の支援を行った。

内 容	参加・支援回数
こころのボランティア協議会への参加	5回
サロン「ありんこ」への参加・運営支援	随時
三重てのひら勉強会講話	1回

## (3) 当事者会・当事者グループへの運営支援

近年県内では、当事者会・当事者グループを立ち上げる動きや活動も活発になってきている。

センターでは、「こころのケアガイドブック」へ当事者会・当事者グループの活動内容を紹介するとともに、ホームページへも掲載している。



## 6 薬物相談ネットワーク整備事業

平成11年度から当センターを中核とした薬物相談ネットワーク整備事業を開始した。薬物依存症の問題で困っている家族・関係者が、薬物依存症について正しい知識を持ち、回復につながる対応を学び、孤立した状態から解放されるとともに、薬物依存症者自身の回復を動機づけることを目的に事業を実施している。

また近年、依存症は薬物だけでなく、ギャンブルやアルコールも社会問題化している。専門相談に加え、家族教室や研修会、講演会を実施している。

### (1) 依存症専門相談

- ① 依存症専門電話相談（毎週水曜日） 83件  
（専門電話以外に相談のあった件数を含む、依存症相談総数）

- ② 依存症専門面接相談（原則、毎週金曜日） 58件

（相談の内訳）

	薬物	ギャンブル	アルコール	その他
電話相談	15	14	24	31
来所相談	13	28	15	2

※ 内訳は重複計上もあるため、合計は一致していない。

### (2) 家族教室

薬物だけでなく、様々な依存対象が精神保健福祉上の問題となるため、平成21年度から家族教室の名称を「薬物問題家族教室」から「依存症問題家族教室」と改め、原則、偶数月の金曜日に開催している。

	実施日	内容	参加人数
①	6月21日	「依存症の理解」 三重県立こころの医療センター 医師 長 徹二 氏	6
②	8月2日	「家族のセルフケア」 京都府立大学 准教授 山野 尚美 氏	11
③	10月25日	「本人への関わり方 Vol.1」 センター職員	3
④	12月20日	「本人への関わり方 Vol.2」 センター職員	4
⑤	平成26年 2月21日	「当事者から見た回復とは」 三重ダルク 代表 市川 岳仁 氏	7

平成25年度実施回数 計5回、参加延人数31名（うち、薬物依存症は22名）

### (3) 薬物フォーラム（NPO法人三重ダルクとの共催）

日 時： 平成26年2月9日（土）10:00～12:30

場 所： 三重県人権センター 多目的ホール

内 容： シンポジウム

テーマ 「今どきの依存症事情」～もっと依存症を知ろう～

シンポジスト

認定特定非営利活動法人リカバリー・サポートネットワーク

代表 精神科医 西村 直之 氏

龍谷大学法科大学院

院長 教授・博士 石塚 伸一 氏

Freedom

代表 倉田 めば 氏

コーディネーター

特定非営利法人三重ダルク

代表 市川 岳仁

対象者： 一般、家族、教育・保健・福祉・司法・NPO・行政機関関係者等

参加者数： 220名

### (4) NPO法人との協働委託事業

地域における相談支援に携わるスタッフが、依存症に関する理解と有効な社会資源情報を共有し、依存症者がより回復への道を歩むことを目的に、平成18年度からNPO法人三重ダルクとの協働委託事業を実施している。

#### ①「依存症ネットワーク会議」の開催

依存症問題を抱える当事者・家族を、地域のネットワークで支えられるよう、関係機関によるネットワーク会議を開催した。

実施地域： 県内3箇所（四日市・伊賀・熊野）

対 象： 地域の関係機関（市町、保健所、相談支援事業所、精神科病院、警察、保護観察所、保護司会、薬物乱用防止指導者協議会など）

実施地域	実施日時	場 所	参加人数
伊賀地域	平成 25 年 7 月 31 日（水） 13:30～16:30	伊賀庁舎第 6 会議室	2 2
熊野地域	平成 25 年 10 月 15 日（火） 13:30～16:30	熊野庁舎第 101 会議室	2 2
四日市地域	平成 25 年 12 月 3 日（火） 13:30～16:30	四日市庁舎第 101 会議室	2 7
合計（延人数）			7 1

## ②「依存症ネットワーク会議 事例検討会」の開催

前年度ネットワーク会議を実施した地域において、依存症問題を抱える当事者・家族を地域のネットワークで支えられるよう、関係機関同士の連携を強化するために、事例検討会を開催した。

実施地域： 県内3箇所（伊勢志摩・鈴鹿・松阪）

対 象： 地域の関係機関（市町、保健所、相談支援事業所、精神科病院、警察、保護観察所、保護司会、薬物乱用防止指導者協議会など）

実施地域	実施日時	場 所	参加人数
伊勢志摩地域	平成26年1月20日（月） 14:00～16:00	志摩庁舎 中会議室	17
鈴鹿地域	平成26年1月31日（金） 14:00～16:00	鈴鹿庁舎 第47会議室	19
松阪地域	平成26年2月19日（水） 14:00～16:00	松阪庁舎 第33会議室	15
合計（延人数）			51

## ③「依存症ネットワーク連携強化会議」の開催

依存症問題を抱える当事者、家族を地域で支えられるよう、依存症を理解することにより、関係者のスキル向上をはかりネットワークを強化した。

実施地域： 県内1箇所（桑名地域）

対 象： 地域の関係機関（市町、保健所、相談支援事業所、精神科病院、警察、保護観察所、保護司会、薬物乱用防止指導者協議会など）

実施地域	実施日時	場 所	参加人数
桑名地域	平成26年3月19日（水） 14:00～16:00	桑名庁舎 第1会議室	17

## ④「教育関係者向け研修会」の開催

依存症問題の背景を知ることにより、学校現場における依存症問題を持つ家庭への早期発見・相談・支援をどのように図るべきか、教育関係者向けに研修会を実施した。

開催日時： 平成25年7月29日（月）13時30分～16時30分

対象者： 学校教育関係者

場 所： 三重県津庁舎 大会議室

内 容： 講演 「学校現場における依存症を考える」

講師 特定非営利活動法人 三重ダルク 代表 市川 岳仁 氏

参加人数： 95名

## 7 ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

### （事業の経緯）

こころの健康センターでは、平成15年度に「ひきこもり等への相談・支援体制整備事業」により、ひきこもり等の相談事例の収集分析を実施した。その結果、就学終了とともに支援が途切れ、本人・家族共に、家庭内で問題を抱えながら長期にひきこもっている事例も少なくない現状が浮かび上がった。

そこで、平成16年7月から「新たな精神保健分野に対応する相談支援事業」として、ひきこもり相談等の対応困難な事例の支援体制の検討を行うとともに、「ひきこもりサポート事業」としてひきこもり支援を開始した。また、平成17年度からは民間精神科病院（総合心療センターひなが）への業務委託により「サポートセンター」を設置し、対応困難な事例への支援体制を整えた（平成18年度まで2年間）。

平成19年度から「こころの相談機関のためのサポートセンター機能」は当センター内に位置付けられた。また平成19年度から平成22年度までは、県民しあわせプラン第二次戦略計画の「みえ舞台づくり 若者の自立支援プログラム」の『ひきこもる若者の自立支援事業』として事業を実施した。

平成23年度からは「ひきこもり専門相談」を開始し、ひきこもり支援の専任の非常勤職員が配置された（平成24年度まで2年間）。

平成25年度から、地域におけるひきこもり者支援体制の整備を推進すること等を目的として、当センター内に「三重県ひきこもり地域支援センター」が設置された。平成25年6月から毎月1回運営会議を行い、事業の効果的な実施に努めている。

### （1）ひきこもり専門相談

#### ① ひきこもり専門電話相談（毎週水曜日） 119件

（専門電話以外に相談のあった件数を含む、ひきこもり相談総数）

#### ② ひきこもり専門面接相談（原則、毎週木曜日） 48件

	計	内 訳			
		精神疾患 の疑い	発達障がい の疑い	パーソナリティ障がい の疑い	その他
電話相談	119	44	8	1	66
来所相談	48	24	3	2	19

## (2) 家族教室・家族のつどい

### ① ひきこもり家族教室

ひきこもり問題を抱える家族が、正しい知識や情報、対応方法、社会資源について理解し学ぶことによって問題解決能力の向上をはかり、本人の状態改善に役立てることを目的として実施した。

対 象： ひきこもり状態にある子などを持つ家族

期 間： 平成25年7月～平成26年1月 14時～16時 (全4回)

参加者： 延べ 38人参加

	日 程	内 容	参加人数
①	7月11日	オリエンテーション「ひきこもりとは」 センター職員	10
②	9月12日	家族のグループセッション 三重県立こころの医療センター 臨床心理士 榊原 規之 氏	11
③	11月14日	ひきこもり体験談 ひきこもり当事者	10
④	平成26年 1月9日	地域の社会資源と社会参加について センター職員	7

### ② 家族のつどい

ひきこもり問題を抱える家族同士での交流や情報交換を基本とし、共通する悩みや不安について一緒に考えたり、話し合ったりすることを通して学びあうことを目的として実施した。

対 象： ひきこもり状態にある子などを持つ家族

昨年度までの家族教室への継続参加者

期 間： 平成25年6月～12月 14時～16時 (全4回)

開催日： 6月13日、8月8日、10月10日、12月12日

参加者： 延べ 22人参加

内 容： フリートーク (家族同士の話し合いや意見交換を中心に行う)

### ③ 自主的なつどい「虹の会」の開催の働きかけ・運営支援

「家族のつどい」への参加者を中心に、「自主的なつどい」の開催を働きかけた。その結果「家族のつどい」終了後の1月～3月に毎月開催されるに至り、センターは運営支援を行った。今後は自主的なつどい「虹の会」として毎月1回開催されていくことになった。

開催日： 1月23日、2月13日、3月13日

参加者： 延べ 15人参加

### (3) 講演会・研修会

#### ① ひきこもり講演会

日 時：平成25年12月26日（木）13時30分～16時00分

場 所：三重県津庁舎 大会議室

内 容：講演 「ともに生き ともに育つ ひきこもり支援」

講師 立命館大学産業社会学部 教授 山本 耕平 氏

参加者：104名

（一般・医療・保健・福祉・行政・教育・NPO・就労支援関係者等）

#### ② 支援者スキルアップ研修会

##### （第1回）

日 時：平成25年8月29日（木）14時～16時

場 所：三重県男女共同参画センター2階 セミナー室A

内 容：講演 「ひきこもり支援の基本と応用① ～家族をどう支えるか～」

講師 三重県立看護大学 准教授 船越 明子 氏

参加者：51名

（行政・医療・保健・福祉・教育・労働・NPO等自立支援関係者等）

##### （第2回）

日 時：平成25年9月13日（金）14時～16時

場 所：三重県人権センター 大セミナー室

内 容：講演 「ひきこもり支援の基本と応用② ～当事者とどう向き合うか～」

講師 三重県立看護大学 准教授 船越 明子 氏

参加者：36名

（行政・医療・保健・福祉・教育・労働・NPO等自立支援関係者等）

### (4) 関係機関との連携

#### ① ひきこもり支援ネットワーク会議の開催

県内のひきこもり支援が円滑に推進され、相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう、ひきこもり者及び家族への支援に携わる関係機関が連携強化・支援体制の充実を図ることを目的に開催した。

日 時：平成26年1月30日（木）13時30分～16時30分

場 所：三重県津庁舎6階 64会議室

参加者：22名（行政・医療・保健・福祉・労働・NPO等自立支援関係者等）

#### ② みえ不登校支援ネットワークへの参画

「交流会議」に参加 2回

「フォーラム」に参加 1回

## (5) 普及啓発

### ① ホームページによる情報発信

「ひきこもり支援情報ポータルサイト」を平成23年4月に開設し、ひきこもり支援に関する情報の発信に努めた。

### ② 「ひきこもり社会資源情報」の作成・配付

こころのケアガイドブックから情報を抜粋した「ひきこもり社会資源情報」を作成し、研修会・家族教室等で配付するとともに、ホームページにも掲載した。

### ③ メールマガジンによる啓発

当センターメールマガジンへ、平成 25 年度から「ひきこもり地域支援センター」からの発信記事を掲載している。平成 25 年度は発行全 4 回で掲載し、各関係機関へ啓発を行った。

(平成 25 年度の掲載)

平成 25 年 7 月発行 (第 13 号)

「三重県ひきこもり地域支援センターを開設しました」

平成 25 年 9 月発行 (第 14 号)

地域の相談機関紹介「地域若者サポートステーション」

平成 25 年 12 月発行 (第 15 号)

地域の相談機関紹介「障がい者相談支援センター」

平成 26 年 3 月発行 (第 16 号)

「ひきこもり支援ネットワーク会議を開催しました」

## (6) 先進県・民間支援機関の視察

県外で活動する、ひきこもりの民間支援機関による支援や活動内容を学ぶことで、三重県での支援・活動の方向性を定め、関係機関の連携や社会資源の発掘等に繋げることを目的に、視察を実施した。

① NPO法人エルシティオ (和歌山市) 平成 25 年 6 月 18 日 (火) 実施  
「共同作業所エルシティオ」 及び 和歌山県精神保健福祉センター

② NPO法人なでしこの会 (名古屋市) 平成 25 年 9 月 3 日 (火) 実施  
「フレンドシップなでしこ」 「C a f e なでしこ」

## 8 自殺対策事業（三重県自殺対策情報センター）

当県の自殺者数は、平成 10 年に 452 人と大幅に増加（人口動態統計）し、その後は 400 人前後で推移してきた。自殺対策の取り組みから、全国的には平成 24 年に警察庁統計、人口動態統計ともに自殺者数が 3 万人を下回り、三重県でも人口動態統計で平成 25 年は 348 人と、平成 10 年以降で最も低い値となった。

三重県における自殺対策を地域社会全体で総合的かつ効果的に推進するため、平成 21 年 3 月に「三重県自殺対策行動計画」が策定された。さらに平成 24 年 8 月に見直された「自殺総合対策大綱」をふまえ、平成 25 年 3 月に「第 2 次三重県自殺対策行動計画」が策定された。

内閣府は平成 21 年度に「地域自殺対策緊急強化交付金」を創設した。それにより三重県では基金を造成し、さらに自殺対策事業に取り組むことになった。

当センターでは、平成 23 年度に「三重県自殺対策情報センター」を設置。専任職員として「自殺対策情報センター支援員」（非常勤 1 名）を配置し、相談機能を強化した。

また同年度から、「メンタルパートナー」を養成するための指導者研修を実施し、自殺に関する知識の普及と人材養成にあたっている。



三重県自殺対策ロゴマーク

### (1) 自殺予防・自死遺族相談

- ① 自殺予防・自死遺族電話相談（毎週月曜日 ※祝日の場合は火曜日） 199 件
- ② 自殺予防・自死遺族面接相談（原則、毎週火曜日） 23 件

来所相談の内訳

	本人	家族	自死遺族	合計
職員面談	8	2	9	19
医師面談	4	0	0	4

### ③ 全国一斉こころの健康相談統一ダイヤルへの参加

「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間の開始 1 週間」の平日 13 時～16 時まで、内閣府が実施している全国一斉こころの健康相談統一ダイヤルに参加した。



## (2) 自死遺族支援

### ① 自死遺族の集い（わかちあいの会）の開催

突然亡くなった大切な人に対する哀しみや深い思いを語り合える場所とするため、自死遺族の集いを開催した。

日 時： 奇数月第4土曜日 13時30分～15時30分

場 所： こころの健康センター図書資料室もしくはストレスケアルーム

対 象： 家族を自死で亡くされた方

(自死された方の親・配偶者・兄弟姉妹・子ども)

協力機関： 三重いのちの電話協会・国際ビフレンダーズ熊野自殺防止センター

参加者数： 第1回 平成25年5月25日(土) 7名(うち新規1名)

第2回 平成25年7月27日(土) 9名(うち新規0名)

第3回 平成25年9月28日(土) 8名(うち新規2名)

第4回 平成25年11月23日(土) 9名(うち新規2名)

第5回 平成26年1月26日(土) 10名(うち新規1名)

第6回 平成26年3月22日(土) 10名(うち新規1名)

### ② 自死遺族支援者研修

自死遺族に関わる様々な分野の専門家・相談窓口担当者・ボランティアなどが、自死遺族の抱えている問題や現状、及び自死遺族の悲嘆反応などについて理解を深め、望ましい対応や支援を学ぶことで、自死遺族のニーズに応えられるようにするため、自死遺族支援者研修を実施した。

(目標値：平成23年度から平成29年度までの7年間で受講者数200人)

日 時： 平成25年7月26日(金) 13:00～16:30

場 所： 三重県津庁舎 大会議室

内 容： ア. 講演 「ご家族を自死で亡くされた方への理解と支援

～支援者の資質の向上に向けて～

講師 聖学院大学大学院人間福祉科 教授 平山 正実 氏

イ. 体験発表 「自死遺族の思い」

発表者 自死遺族サポートガーベラ会 代表 松下 恵美 氏

対 象： 法律・労働・生活・医療・福祉・保健機関等で相談業務に従事している方、団体等で自殺予防・自死遺族支援に取り組んでいる方、様々な分野で「生きる支援」に取り組んでいる相談員等

受講者： 35人

(研修受講者数)

平成23年度 83人 平成24年度 30人

平成25年度 35人

累計 148人 (対目標値 74%)

### ③ 企業への自死遺族支援の協力依頼

株式会社ベルライフ（冠婚葬祭業）において自死遺族支援のためのリーフレットの設置について理解と協力を得るため、自殺の現状や自死遺族支援やうつ病やストレス対策について研修を行った（参加者数 30名）。

## （3）講演会・研修会

### ① 自殺対策シンポジウム

3月の自殺対策強化月間にあわせ、「自殺対策シンポジウム」を開催した。県内で自殺対策に取り組む機関・団体の活動発表を通じ、地域のつながりや自殺予防を考える場を提供した。

日 時：平成26年3月9日（日）13:00～16:30

場 所：三重県人権センター 多目的ホール

メインテーマ：「イマドキの若者がタフに生きるために」

内 容：

特別講演 「自殺対策の考え方～イマドキの生きる力～」

講師 公益社団法人 地域医療振興会

ヘルスプロモーション研究センター長 岩室 紳也 氏

シンポジウム「生きる力を育むために、私たちができること」

シンポジスト

紀宝町健康づくり推進課 保健師長 鳥居久美子 氏

三重県こころの医療センター ユースメンタルサポートセンターMIE 前川 早苗 氏

三重大学ピアサポーター学生委員会 上谷 太志 氏、栗田 篤志 氏

いのちと心を守る鈴鹿市民の会 杉本 信之 氏

コーディネーター

公益社団法人 地域医療振興会

ヘルスプロモーション研究センター長 岩室 紳也 氏

対 象： 県民、ボランティア団体、医療保健福祉機関・教育機関・産業保健・関係者、行政機関等の関係者

参 加： 160名

### ② 相談窓口対応力向上研修

ストレスの多い相談窓口担当者のこころの健康を守るためのストレスマネジメントについて学び、日頃からセルフケアに生かすため、研修会を開催した。

対 象： 法律・労働・生活・医療・福祉・保健機関等で相談業務に従事している方、団体等で自殺予防に取り組んでいる方、様々な分野で「生きる支援」に取り組んでいる相談員等、または、メンタルパートナー指導者研修を受講した方

日 時：平成 25 年 11 月 17 日（日）14:45～17:00

場 所：三重県人権センター多目的ホール

内 容：講演 「問題解決に導く質問技法」

－認知行動療法におけるソクラテス式問答－

講師 国立精神・神経医療研修センター

認知行動療法センター研修指導部長

堀越 勝 氏

参 加：96名

#### （４）メンタルパートナー養成事業

平成 23 年度から、自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人材として「メンタルパートナー」を養成した。

（目標値：平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間で 20,000 人）

メンタルパートナーは「メンタルパートナー指導者」が養成し、当センターでは「メンタルパートナー指導者養成研修」を実施している。

（目標値：平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間で 550 人）。

#### ① メンタルパートナー指導者養成研修

ア. こころの健康センター直接実施分

平成 25 年 5 月 30 日（火）津庁舎 18 人

平成 26 年 1 月 7 日（火）津庁舎 38 人

イ. 保健所からの依頼実施分

平成 25 年 10 月 9 日（水）熊野庁舎（熊野保健所からの依頼） 25 人

計 3 回 81 人

（指導者養成数）

平成 23 年度 381 人 平成 24 年度 204 人

平成 25 年度 81 人 = 累計 666 人 （対目標値 122%）

#### ② メンタルパートナー指導者フォローアップ研修

身近なメンタルパートナーの養成から、さらに「必要に応じて関係機関と連携して支援すること」、「問題解決するために支援先につなぐ役割」を果たす人材を養成するためのメンタルパートナーステップアップ研修が企画・実施できるよう平成 25 年度にメンタルパートナー指導者フォローアップ研修を実施した。

研修受講者には、研修で使用した資料を電子媒体で渡し、ステップアップ研修実施時に指導者が自分でアレンジできるように工夫した。

（実施状況）

平成 25 年 11 月 29 日（金） 四日市庁舎第 22 会議室 23 人

平成 25 年 12 月 10 日（火） 伊勢庁舎第 402 会議室 17 人

平成 25 年 12 月 17 日（火） 津庁舎第 64 会議室 32 人

計 3 回 72 人

③ **メンタルパートナー養成研修**

保健所、市町、団体等実施分 7,512 人  
健康づくり課、こころの健康センター、その他実施分 1,344 人  
計 217 回 8,856 人

(メンタルパートナー養成数)

平成 23 年度 5,268 人

平成 24 年度 10,212 人

平成 25 年度 8,856 人 = 累計 24,336 人 (対目標値 122%)

(5) **普及啓発**

① **自殺予防週間における啓発**

**【街頭キャンペーン】**

日 時：平成 25 年 9 月 10 日 (火)

内 容：啓発用ティッシュ及びパンフレットの配布約 2,500 人、のぼり立て

実施機関：健康づくり課、こころの健康センター

協 力：三重いのちの電話協会

**【自殺予防普及啓発コーナー設置】**

日 時：平成 25 年 9 月 9 日 (月)～9 月 14 日 (金)

内 容：ポスター展示、のぼり立て、パンフレット、リーフレット、  
ティッシュ等の持ち帰り

場 所：津庁舎ロビー (津保健所と合同設置)

② **県民健康の日記念イベントにおける啓発**

**【ワンコインコンサート「こころの絆づくりチャリティコンサート」】**

日 時：平成 25 年 9 月 10 日 (火) 11 時 30 分～12 時 30 分

場 所：三重県総合文化会館大ホール

内 容：vol.41 優美なる五色の管 木管五重奏 クィンテッド「<sup>アッシュ</sup>H」  
自殺予防普及啓発コーナー設置

(健康づくり課・こころの健康センター・三重いのちの電話協会等)

参 加：1,068 名

③ **自殺対策強化月間における啓発**

**【街頭キャンペーン】**

日 時：平成 26 年 3 月 3 日 (月) 7:45～8:30

内 容：啓発用ティッシュの配布、のぼり立て

場 所：津駅西口・東口周辺

実施機関：健康づくり課、こころの健康センター

協 力：三重いのちの電話協会

#### 【自殺予防普及啓発コーナー設置】

日 時：平成26年3月3日（月）～3月14日（金）

内 容：自殺統計・自殺予防の資料・ポスター展示、のぼり立て、  
パンフレット、リーフレット、ポケットティッシュ等の持ち帰り

場 所：津庁舎ロビー（津保健所と合同設置）

#### ④ 自殺対策パンフレット「こころ健康だいじょうぶ」の作成配付

自殺対策の現状や自殺予防の基本的な対応、相談窓口一覧表などを掲載した自殺対策パンフレット「こころの健康だいじょうぶ」を平成23年度に作成し、その後毎年更新している。

平成25年度は15,000部を作成し、関係機関に配付するとともに、メンタルパートナー養成研修の教材としても活用した。

#### ⑤ メールマガジンによる啓発

自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせて、メールマガジンに特集記事を掲載し、各関係機関へ啓発を行った。

（平成25年度の掲載）

平成25年9月発行（第14号）

特集「9月10日から自殺予防週間が始まります」

平成26年3月発行（第16号）

特集「3月は自殺対策強化月間です」

#### （6）関係機関との連携

自殺対策を地域全体で総合的かつ効果的に推進するため、県庁自殺対策主管課の健康づくり課と協力し各関係機関や団体との会議を開催、委員として参加するなどして関係機関との連携を図った。

- 三重県自殺対策推進部会
- 三重県自殺対策推進会議
- 三重県多重債務者対策協議会・多重債務者無料相談会への協力
- 市町・保健所自殺対策担当者会議
- 各地域自殺・うつ対策ネットワーク組織への参加支援
- ユース・メンタルサポートセンターMIE（こころの医療センター）への協力事例検討会・シンポジウム 等

## 9 こころの健康危機管理事業

近年、自然災害・大規模事故災害・衝撃的な事件等、予測を超える事象の発生により、こころに傷を負った人たちに対する「こころのケア」の必要性が広く認識されてきている。

災害等発生時の「こころのケア」に対応できるよう、知識の普及啓発及び人材育成を行うことを目的として取り組んだ。

### (1) 災害時こころのケア活動担当者会議の開催

「災害時こころのケア活動」について共通認識を図るとともに、各所属や地域における支援体制について話し合うことで、地域での具体的な取り組みにつながる機会となることを目的として開催した。

9市12町、9保健所から参加を得て、各所属や地域における現状と課題、これから取り組むことについての意見が出された。また、平成25年3月に発行した「災害時こころのケア活動マニュアル【暫定版】」への感想や改善点、要望等を確認した。

日 時： 平成25年5月16日（木）13:30～16:00

場 所： 津庁舎6階 大会議室

対 象： 市町、保健所、県庁担当課

（災害時保健活動・災害時こころのケア活動等を中心となって従事することが想定される統括保健師等）

参加者： 40名

内 容：

- (1) 災害時保健活動・災害時こころのケア活動マニュアル【暫定版】説明
- (2) 意見交換（各地域単位でグループを編成）

「災害時にこころのケア活動を行うための課題と今後の取り組みについて」

### (2) 「災害時こころのケア活動マニュアル」の作成・発行

平成25年3月に「災害時こころのケア活動マニュアル【暫定版】」を発行し、県内保健所・市町等に配付したところである。(1)の災害時こころのケア担当者会議で出された意見やアンケートの意見等を参考に修正を行い、平成25年8月に【完成版】として「災害時こころのケア活動マニュアル」を発行し、県内保健所・市町等に配付した。

マニュアルには災害時に「市町」「保健所」「こころの健康センター」「県庁担当課」のそれぞれの役割を明記するとともに、「こころのケア活動」「こころのケアチーム」について記載した。

### (3) 普及啓発

#### ① 「災害時のこころのケア」の周知

市町・保健所で実施された研修会、勉強会、会議等で「こころのケア」の大切さや「災害時こころのケア活動マニュアル」についての周知を行った。

実施日	場 所	対 象	参加者数
平成 25 年 7 月 23 日	川越町いきいき センター大研修室	健康推進委員 町職員	23
平成 25 年 9 月 3 日	サンライフあご 集団指導室	市健康推進課職員 (事務職、保健師、栄養士)	17
平成 25 年 10 月 30 日	尾鷲庁舎 301 会議室	尾鷲保健所管内保健師(市町・地 域包括支援センター・保健所) 県防災担当職員	17
平成 26 年 2 月 19 日	鈴鹿保健所 地域交流ルーム	鈴鹿保健所管内保健師 (市町・保健所)	11
合計(述べ)			68

#### ② メールマガジンによる啓発

当センターメールマガジンへ平成24年度から『災害とこころのケア』を連載コラムとして掲載した。平成25年度も発行全4回で掲載し、各関係機関へ啓発を行った。

(平成25年度の掲載)

平成25年 7月発行(第13号): 「災害時こころのケア活動担当者会議報告」

平成25年 9月発行(第14号): 「災害時こころのケア活動マニュアルについて」

平成25年12月発行(第15号): 「災害を想定した研修会の開催」

平成26年 3月発行(第16号): 「災害派遣精神医療チーム(DPAT)について」

## 10 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は「医療保護入院者の入院届並びに措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告の審査」及び「精神科病院に入院中の者又はその家族等からの退院・処遇改善の請求の審査」を実施している。こころの健康センターは事務局として精神医療審査会の運営・事務を行っている。

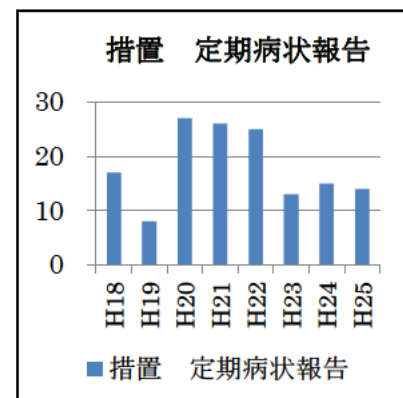
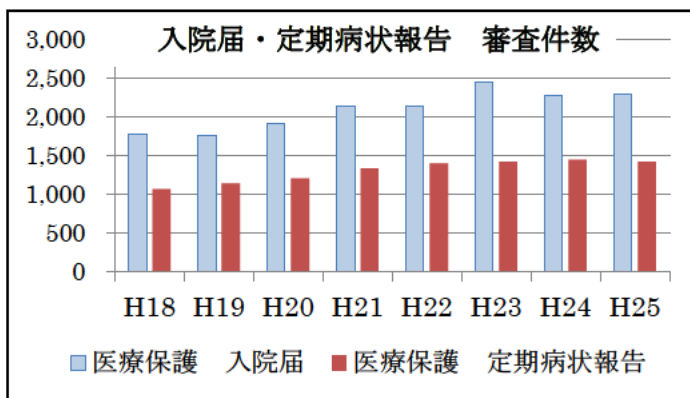
### (1) 入院届・定期病状報告の審査

#### ① 入院届・定期病状報告の審査状況

医療保護入院者の入院届	措置入院者の定期病状報告書	医療保護入院者の定期病状報告書	計	審査結果		
				現入院形態での継続	他の入院形態へ移行	入院継続の必要なし
2,300	14	1,426	3,740	3,740	0	0

#### ② 入院届・定期病状報告の審査件数 年次推移

項目 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
医療保護入院者入院届	1,784	1,757	1,913	2,136	2,144	2,446	2,275	2,300
結果:他の入院形態が適当	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
医療保護入院者定期病状報告書	1,072	1,145	1,208	1,338	1,402	1,423	1,450	1,426
結果:他の入院形態が適当	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
措置入院者定期病状報告	17	8	27	26	25	13	15	14
結果:他の入院形態が適当	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	2,873	2,910	3,148	3,500	3,571	3,882	3,740	3,740



平成25年度の審査件数は、医療保護入院者入院届 2,300件、定期病状報告1,426件、措置入院者の定期病状報告 14件であり、審査結果は全て「現在の入院形態が適当である」と判断された。



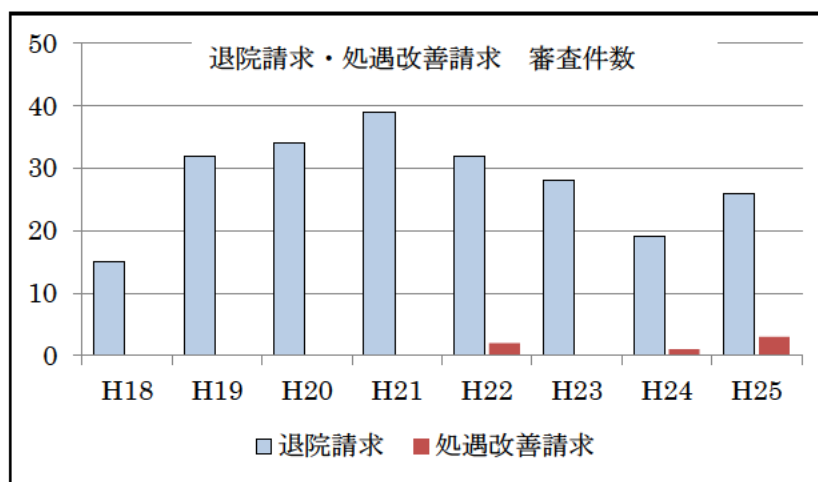
## (2) 退院請求・処遇改善請求の審査

### ① 退院請求・処遇改善請求の審査状況

請求件数	請求者	請求内容	請求取下件数	審査件数	実地調査件数	書面調査件数	審査結果
32	入院者本人 32件	退院請求 29件	3	26	21	5	現在の入院形態継続 26件
		処遇改善請求 3件	0	3	3	0	現在の処遇適当 3件

### ② 退院請求・処遇改善請求の審査件数 年次推移

項目 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
退院請求	15	32	34	39	32	28	19	26
結果：入院・処遇が不適當	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
処遇改善請求					2		1	3
結果：入院・処遇が不適當					(0)		(0)	(0)
計	15	32	34	39	34	28	20	29

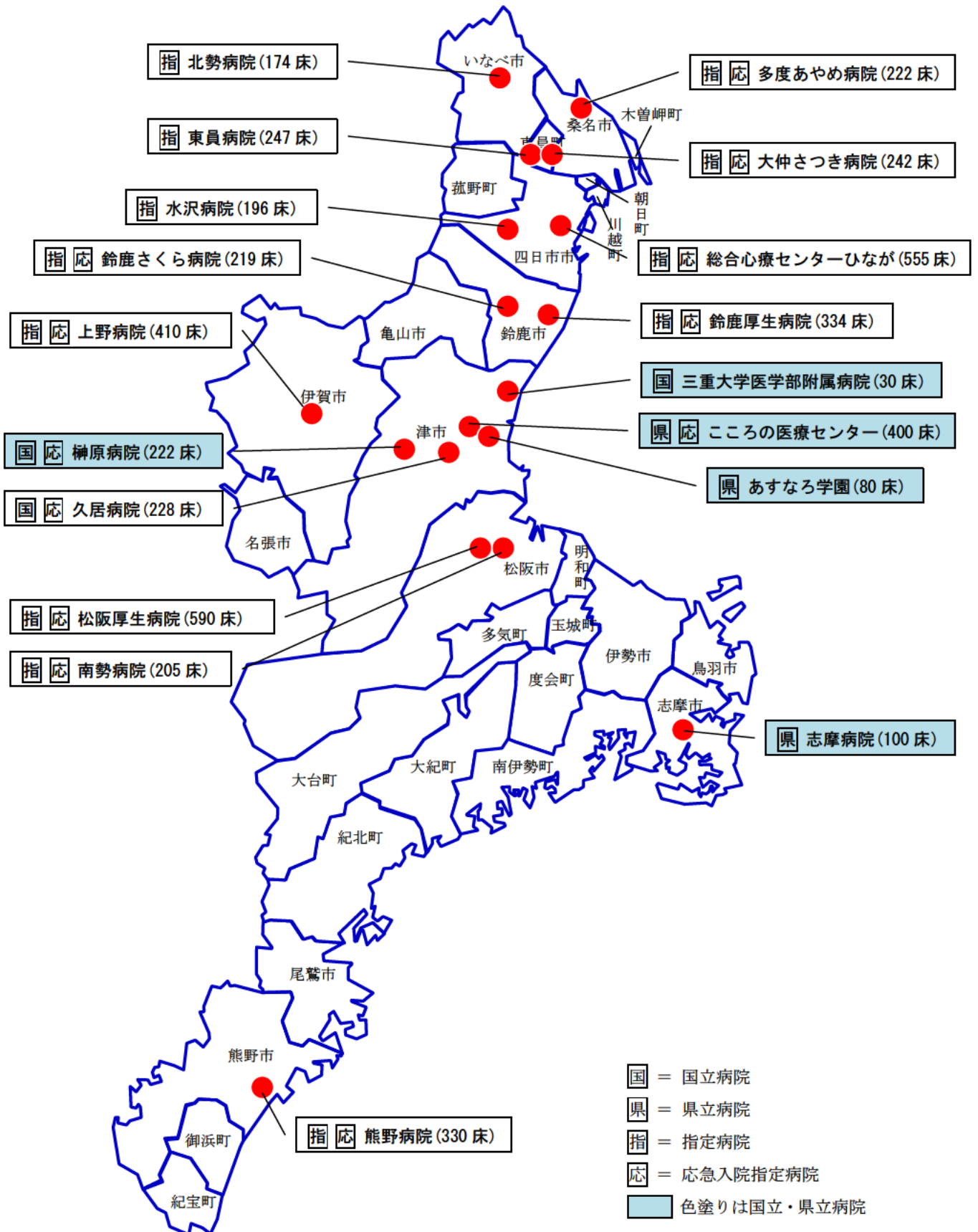


平成25年度の審査件数は29件、うち退院請求が26件、処遇改善請求は3件であった。退院請求・処遇改善請求 29件のうち、24件は実地調査（意見聴取）を実施し、前回請求から6ヶ月以内の再請求の5件は書面による調査を実施した。

審査結果は、すべて「現在の入院形態継続・処遇適当」と判断された。

(3) 参考資料

① 三重県の精神科病院一覧（平成 26 年 4 月 1 日現在） 18 病院・4,784 床



② 精神科病床数の推移

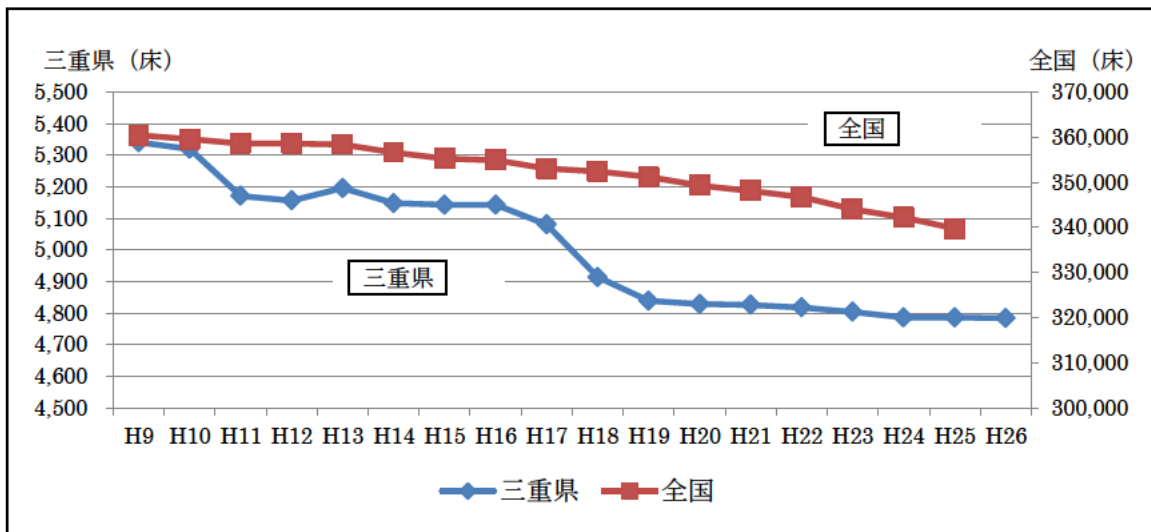
年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14
三重県	5,341	5,320	5,171	5,157	5,196	5,148
全 国	360,432	359,563	358,597	358,388	356,621	355,923

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
三重県	5,143	5,143	5,081	4,914	4,839	4,829
全 国	355,269	354,923	353,028	352,437	351,188	349,321

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
三重県	4,826	4,818	4,804	4,786	4,786	4,784
全 国	348,121	346,715	344,047	342,194	339,780	

※ 三重県（H13～）は保護室含む（医療法上の精神病床数）

※ 全国：厚生労働省医療施設調査



③ 入院患者の状況（厚生労働省 精神保健福祉資料 6月30日調査から）

表1 入院患者数の推移（入院形態別）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
措置入院	18	11	21	16	15	15	14	18
医療保護入院	1,517	1,648	1,705	1,882	1,995	1,988	1,998	2,026
任意入院	3,022	2,809	2,693	2,588	2,469	2,386	2,255	2,180
その他	40	14	33	34	29	27	27	24
合 計	4,597	4,482	4,452	4,520	4,508	4,416	4,294	4,248

表2 入院患者数（年齢別）

年代	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
20歳未満		87	80	87	93	93	94	94	81
20～39歳		519	573	465	459	443	417	399	379
40～64歳		2,183	2,058	2,041	1,971	1,929	1,854	1,775	1,737
65歳以上		1,808	1,771	1,859	1,997	2,041	2,051	2,026	2,051
合計		4,597	4,482	4,452	4,595	4,508	4,416	4,294	4,248

表3 入院患者数（疾患別）

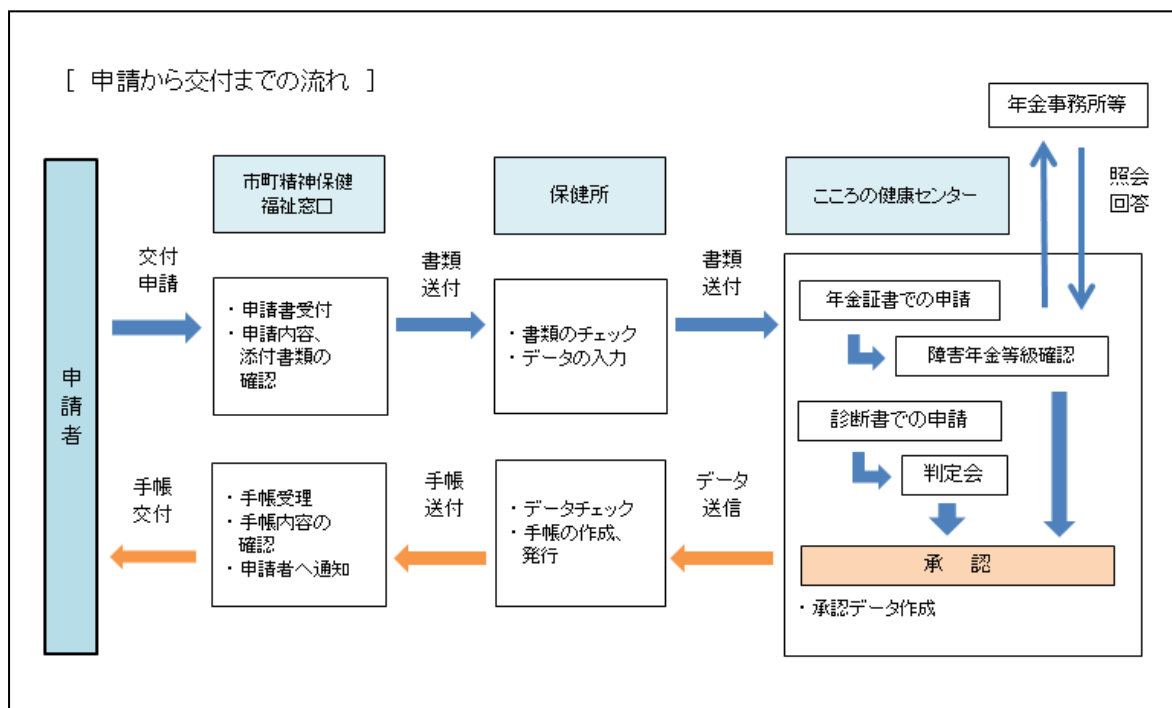
疾患	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
F0 症状性を含む器質性精神障害		578	565	617	719	831	836	799	764
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害		177	155	154	150	120	136	143	141
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害		2,988	2,932	2,901	2,849	2,815	2,708	2,675	2,074
F3 気分（感情）障害		324	323	330	338	355	365	326	318
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害		132	82	69	59	56	77	66	49
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		31	77	32	31	28	21	21	17
F6 成人の人格及び行動の障害		27	24	19	34	21	17	13	13
F7 精神遅滞		149	147	144	133	121	108	85	100
F8 心理的発達の障害		30	43	47	52	54	52	57	52
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害		36	38	35	24	32	22	30	28
てんかん (F0に属さないものを計上)		80	37	42	46	39	47	40	34
その他		45	59	62	85	36	27	39	28
合計		4,597	4,482	4,452	4,520	4,508	4,416	4,294	4,248

## 1.1 精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認事務

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰や自立と社会参加の促進を図ることを目的に交付されている。

精神障害者保健福祉手帳の申請は、「診断書添付」によるものと「年金証書（写）添付」によるものの2種類がある。

「診断書添付」によるものは判定会で判定を行い、「年金証書（写）添付」によるものは年金事務所等に障害年金受給の有無及び等級などを照会し、各々おおむね月2回の承認事務を行っている。



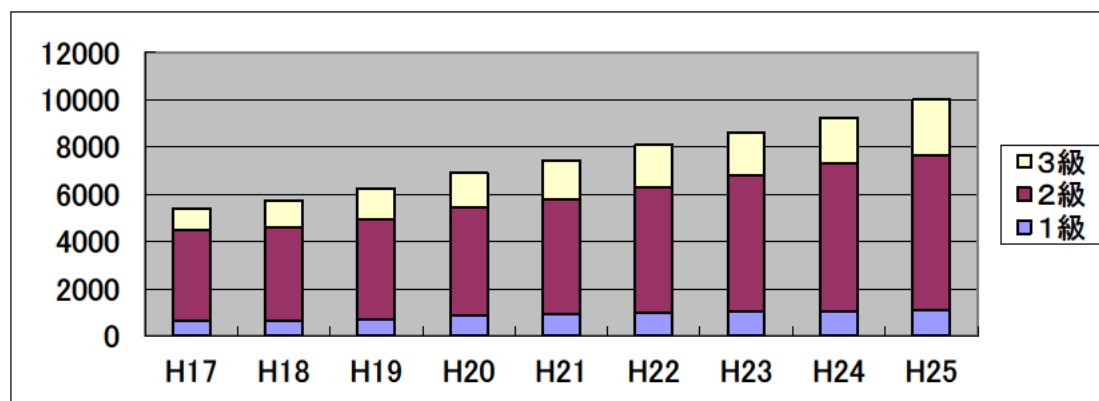
(1) 平成25年度 交付状況

	診 断 書	年 金 証 書	合 計
交 付 者 数	3,210	1,917	5,127
うち新規	1,126	315	1,441
うち更新	2,084	1,602	3,686

平成25年度中の交付者数5,127件のうち、新規は1,441件で28.1%を占めており、昨年度の26.2%に比べ微増となっている。申請の方法は診断書によるものが62.6%、年金証書によるものが37.4%であった。

(2) 手帳の所持者数 (各年度末)

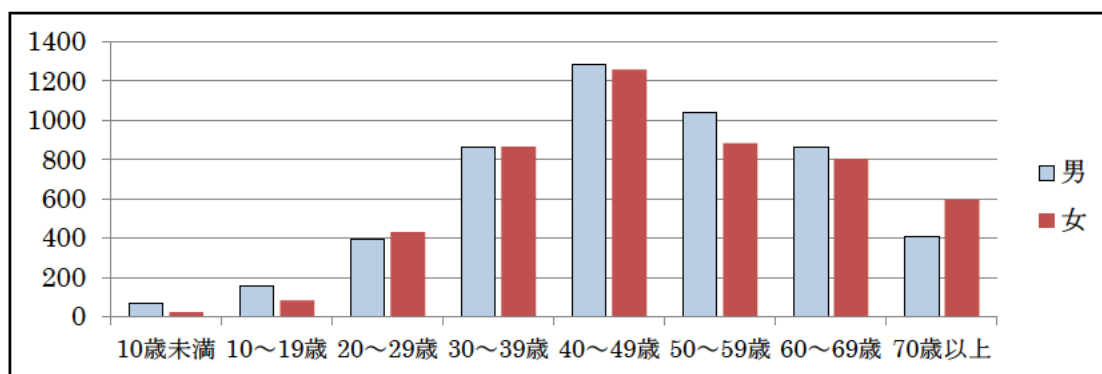
年度 等級	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
1 級	658	662	716	857	931	1,010	1,060	1,057	1,073
2 級	3,801	3,963	4,244	4,567	4,871	5,281	5,753	6,224	6,585
3 級	944	1,089	1,285	1,466	1,628	1,782	1,799	1,963	2,342
計	5,403	5,714	6,245	6,890	7,430	8,033	8,612	9,244	10,000
伸び率	117%	106%	109%	110%	108%	108%	107%	107%	108%



手帳の所有者数は、優遇制度の増加に伴い、平成17年度までは対前年度比で大きな伸び率（17%～32%）を示していた。伸び率は平成18年度に初めて一桁台（6%）になり平成25年度は8%であったが、手帳所持者の増加傾向は続いている。

(3) 手帳所持者の性・年齢別

	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
男	65	156	393	865	1,282	1,037	860	405	5,063
女	22	81	430	865	1,259	883	803	594	4,937
計	87	237	823	1,730	2,541	1,920	1,663	999	10,000

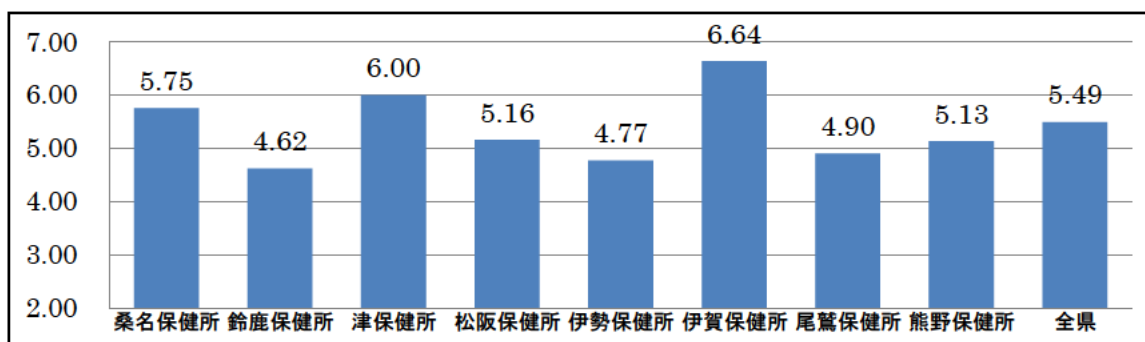


(4) 保健所別 手帳所持者数及び所持率

(平成 26 年 3 月末現在)

保健所名	等級			合計	対千人あたり所持率
	1 級	2 級	3 級		
桑名保健所	440	2,211	738	3,389	5.75
鈴鹿保健所	106	745	293	1,144	4.62
津保健所	159	1,141	382	1,682	6.00
松阪保健所	95	740	268	1,103	5.16
伊勢保健所	114	749	307	1,170	4.77
伊賀保健所	127	728	286	1,141	6.64
尾鷲保健所	16	124	35	175	4.90
熊野保健所	16	147	33	196	5.13
全 県	1,073	6,585	2,342	10,000	5.49

※ 管内人口は平成26年4月1日現在



## 1 2 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務

平成14年度から精神通院医療費公費負担の判定及び承認事務を行っている。平成18年度からは同制度が障害者自立支援法に移行され、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務を行うこととなった。なお、平成25年度から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に移行された。

この制度は、精神障がい者の社会復帰の早期実現をめざし、精神障がい者が病院等で適正医療を受けやすくするために、医療費の90%に相当する額を保険給付とあわせて公費で負担する制度である。

事務処理については、平成22年度より診断書内容の判定事務はセンターで、交付事務については各保健所で行うことと整理された。

### (1) 平成25年度申請及び承認状況

申請件数	承認件数		不承認	取り下げ	保留
18,660	18,633	新規	7	10	10
		3,696			
		継続			
		14,937			

申請時における診断書については、毎年添付から2年に1度と変更となり、平成25年度は診断書添付の申請者が多数となったため、センターにおける申請件数は、前年度の約2.3倍となった。

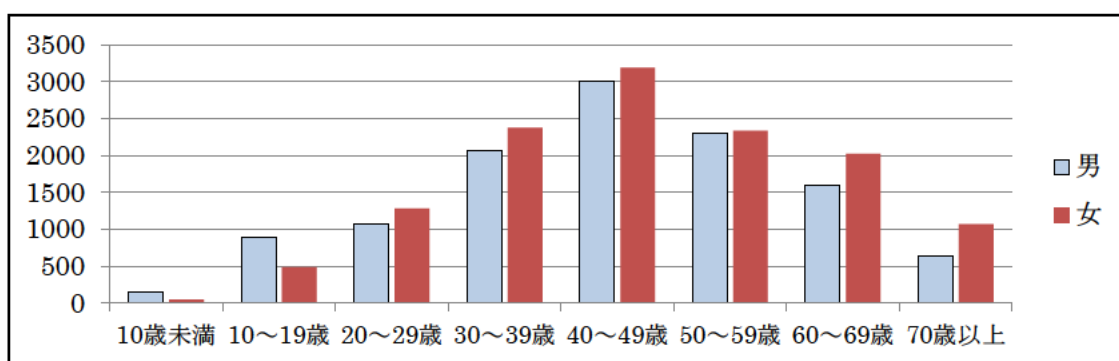
### (2) 受給者証所持者数（各年度末）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
所持者数	20,966	19,797	18,601	19,540	20,698	22,148	22,906	23,739	24,563
伸び率	1.06	0.94	0.94	1.05	1.06	1.07	1.03	1.04	1.03

### (3) 受給者証所持者の性・年齢別

	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
男	150	887	1,080	2,073	3,005	2,299	1,601	645	11,740
女	50	492	1,284	2,374	3,189	2,337	2,025	1,072	12,823
計	200	1,379	2,364	4,447	6,194	4,636	3,626	1,717	24,563





#### (4) 受給者証所持者 疾患別内訳

自立支援医療費（精神通院医療）受給者証交付件数内訳		人	%
1	症状を含む器質性精障害 F0	660	2.68
2	精神作用物質使用による精神及び行動の障害 F1	521	2.12
3	統合性失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 F2	7,366	29.98
4	気分障害 F3	9,905	40.32
5	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 F4	2,420	9.85
6	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 F5	99	0.40
7	成人の人格及び行動の障害 F6	148	0.60
8	精神遅滞 F7	399	1.62
9	心理的発達の障害 F8	886	3.60
10	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 F9	310	1.26
11	てんかん G40	1,643	6.68
12	その他の精神障害 F99	0	0
13	分類不明	206	0.83
合 計		24,563	100.0

#### (5) 保健所別 受給者証所持者数及び所持率

(平成26年3月末現在)

保健所名	項目	H25年度	管内人口	対千人あたり所持率
桑名保健所		8,994	588,537	15.28
鈴鹿保健所		3,403	247,439	13.75
津保健所		4,009	279,895	14.32
松阪保健所		2,392	213,681	11.19
伊勢保健所		2,409	245,154	9.82
伊賀保健所		2,474	171,822	14.39
尾鷲保健所		423	35,651	11.86
熊野保健所		459	38,145	12.03
全 県		24,563	1,820,324	13.49

※ 管内人口は平成26年4月1日現在

### 1.3 その他

#### (1) 心神喪失者等医療観察法関連

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」は平成15年7月に成立・公布され、平成17年7月に施行された。

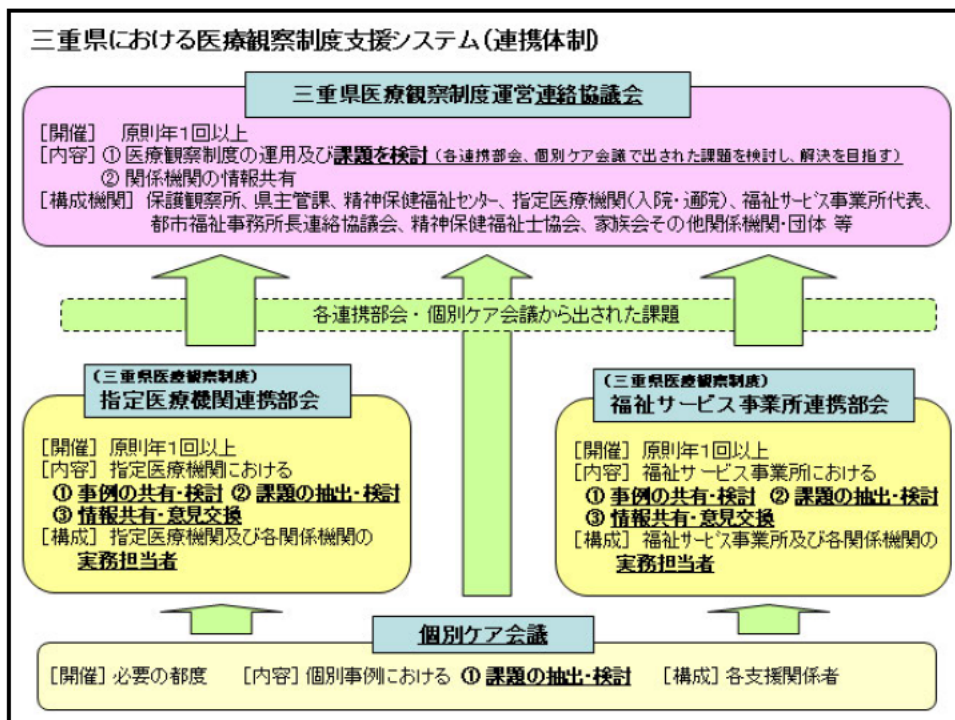
同法では、保護観察所が対象者の処遇のコーディネーター役を果たすこととされている。対象者ごとに地域での医療や援助に携わるスタッフによる「地域処遇検討会議」「ケア会議」が開催され、情報の共有や処遇方針の統一を図っている。

#### 【支援状況】

当センターでは、対象者の退院後の地域生活に向けた「地域処遇検討会議」及び「ケア会議」に参加し、各地域機関へ技術支援を行っている。また「三重県医療観察制度運営連絡協議会」「指定医療機関連携部会」「福祉サービス事業所連携部会」等の開催は、津保護観察所と当センターで協力して運営を行っている。

また、津保護観察所と連携して、三重県における医療観察のシステム・仕組みづくりに取り組み、医療観察を通じた地域ネットワーク機能や個別支援システムの構築に取り組んだ。

内 容	参加・協力等回
「地域処遇検討会議」「ケア会議」への参加	6回
連絡協議会・部会等への参加	8回



## (2) 地域障害者自立支援協議会（精神部会・地域移行部会等）への運営支援

三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業は、平成15年度からモデル事業としてスタートした。平成18年度からは県内全圏域を対象として相談支援事業所等への委託事業として実施され、各圏域単位で「地域移行支援協議会」が開催された。

その後の制度改正で地域移行支援協議会は廃止されたが、地域支援ネットワークの場合は、各圏域・市町障害者自立支援協議会の「精神部会」「地域移行部会」等に引き継がれ、主に旧受託事業所や保健所が中心となって開催している。

### 【支援状況】

当センターでは、地域づくり（地域支援ネットワークの整備）の視点から、各地域の課題の抽出や課題解決に向けた協議への支援のため、地域の「精神部会」「地域移行部会」等に参加している。

内 容	参加・支援回数
「精神部会」「地域移行部会」等への参加	5回

## (3) 三重県障害者自立支援協議会への参加

平成18年度の障害者自立支援法の施行により、県・圏域・市町の各単位で障害者自立支援協議会が開催されることになった。県障害者自立支援協議会の事務局は「県障がい福祉課・障害者相談支援センター・こころの健康センター」となっている。

県障害者自立支援協議会には、「運営会議」のほか、「圏域アドバイザー会議」「人材育成に関する検討委員会」等が位置付けられており、相談支援体制強化・自立支援協議会活性化に向けたシステムづくりに取り組みされている。

### 【支援状況】

当センターでは、精神障がい者支援・地域支援ネットワーク（地域づくり）・支援者への人材育成の視点から、県障害者自立支援協議会に参加している。

内 容	参加・支援回数
県障害者自立支援協議会・運営会議への参加	6回
圏域アドバイザー会議への参加	2回
人材育成に関する検討委員会への参加	4回

#### (4) 第49回全国精神保健福祉センター研究協議会の運営

平成25年度は、全国精神保健福祉センター長会及び全国精神保健福祉センター研究協議会が三重県で開催された。

当センターは当番県（事務局）として、研究協議会の運営を行った。

（Ⅲ資料集3に「こころの健康 第15号 研究協議会レポート」を掲載）

また、当センターからは3演題の発表（1演題発表、2演題紙上発表）を行った。

（Ⅲ資料集2に 3演題を掲載）

開催日：平成25年10月22日（火）～23日（水）

会場：三重県教育文化会館（津市桜橋2丁目142）

参加者：130名

#### [プログラム]

第1日目 平成25年10月22日（火）

- 全国精神保健福祉センター長会理事会

10:00～11:00 理事会受付 11:00～12:00 理事会

- 全国精神保健福祉センター長会会議

12:30～13:00 センター長会受付 13:00～14:45 センター長会会議

- 全国精神保健福祉センター研究協議会

12:30～14:40 研究協議会受付 14:55～15:05 開会式

15:10～16:00 講演「精神保健福祉行政の動向」

厚生労働省精神・障害福祉課 課長補佐 福生 泰久 氏

16:10～17:00 講演「伊勢の神宮と遷宮 一森と清流に生かされて」

皇學館大学文学部神道学科 教授 櫻井 治男 氏

- ◇ 意見交換会

17:30～19:00 意見交換会（陶陶津店）

第2日目 平成25年10月23日（水）

- 全国精神保健福祉センター研究協議会

8:50～9:10 研究協議会受付

9:10～12:25 一般演題A～C 12:25～13:40 休憩

13:40～15:45 一般演題D～E 15:45～15:55 閉会式

### Ⅲ 資料集

#### 1 こころの健康センター業務の方向性（平成 24 年度策定・抜粋・一部改編）

こころの健康センターが、精神保健福祉に関する総合的な技術支援を行う機関として、機能の向上を図っていくことを目的に「こころの健康センター機能検討会」を実施した。

平成 24 年 1 月に立ち上げてから平成 25 年 3 月まで「本庁職員を含む機能検討会」及び「所内検討会」を毎月開催し、こころの健康センターの業務全般の方向性、個別業務ごとの方向性及び具体的取り組みについて取りまとめた。

#### 2 平成25年度全国精神保健福祉センター研究協議会発表資料

##### （1）精神保健福祉相談の相談支援体制について

－ 精神保健福祉センターにおける専門相談化への移行 －

##### （2）「メンタルパートナー養成事業」報告

##### （3）三重県における「医療観察制度支援システム」構築に向けた取り組み

#### 3 メールマガジン（第 13 号～第 16 号）

第 13 号 平成 25 年 7 月発行 （8 ページ）

第 14 号 平成 25 年 9 月発行 （7 ページ）

第 15 号 平成 25 年 12 月発行 （9 ページ）

第 16 号 平成 24 年 3 月発行 （10 ページ）

## こころの健康センター業務の方向性（平成24年度策定・抜粋・一部改編）

※ 「実施中」「一部実施中」「未実施」などの表示は、平成25年度末での取り組み状況

### ● こころの健康センター業務全般の方向性

精神保健福祉に関する総合的な技術支援を行う機関として、地域精神保健福祉活動推進の中核（センター）となる機能を備え、広い視点で業務を行う。

- ① 地域のネットワークを有効に機能させること  
（「色々な切り口のネットワーク」を束ねる）
- ② 地域機関（保健所・市町・相談支援事業所等）の業務が円滑に実施できるよう支援すること
- ③ 情報を収集すること・提供すること
- ④ 専門的な業務を担い、そこで得たスキルを地域に還元すること

### ● 個別業務ごとの方向性の設定及び具体的取り組み

#### 1 技術指導・技術支援

（方向性）

- ① 保健所・市町への支援を中心に積極的に実施する。
- ② 関係機関・団体からの研修会講師等の依頼は、地域住民対象のものを優先して対応する。
- ③ 技術指導・技術支援が、今後も継続して持続可能となる仕組みを整える。「出向かずに実施できる技術支援の取り組み」を検討する。

（具体的取り組み）

- ① 技術指導・技術支援を実施しやすくするための手法（研修会講師の準備の負担を少なくし、効率的・効果的に実施）を検討する。

**実施中**：技術支援の講師研修テーマを設定

- ② 技術支援の依頼があった機関に、旅費等の費用負担を求めるかどうか、予算の状況に応じて検討する。 **一部実施中**

- ③ ホームページを活用した技術支援の方法を検討する。

**一部実施中**：疾患対応理解のページ作成、専門相談のQ & A掲載など

## 2 教育研修（精神保健福祉基礎・専門研修）

（方向性）

「精神保健福祉」をテーマにした（特化した）、関係機関職員のスキルアップを目的とした研修とする。

（具体的取り組み）

県障害者相談支援センターが主催する3障がい共通の必須研修の内容を考慮しながら研修を企画する。 **実施中：人材育成部会参加、運営手法を取り入れ**

## 3 普及啓発（広報啓発・情報発信）

（方向性）

- ① ホームページを、啓発・情報発信の中核として充実させる。
- ② ホームページには、センター事業の情報だけでなく、県内の精神保健福祉全般の情報を幅広く掲載する。
- ③ メールマガジンなど、引き続き積極的な啓発・情報発信に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① ホームページによる情報発信・情報提供は定期的に行う。現在の取り組み「情報貯金箱」を継続する。センター事業の情報だけでなく、県内の精神保健福祉全般の情報（社会資源情報など）を掲載する。 **実施中**
- ② 関係機関あてのメールマガジン（年4回発行）を継続する。 **実施中**
- ③ 年1回以上、ホームページの内容が適正かどうかの検証を行う。 **実施中**

## 4 精神保健福祉相談（専門相談）

（方向性）

「ひきこもり・依存症」「自殺予防・自死遺族」の専門相談の体制を継続するとともに、相談の質の向上に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① 専門相談を実施してきた経験を踏まえて、それぞれの「相談マニュアル」を作成するとともに、地域の支援機関にも相談スキルを還元する。 **一部実施済**
- ② 「支援目標を立て」、そのうえで「地域につなぐ」流れを作る。 **一部実施中**

## 5 組織育成・支援

（方向性）

県内の団体を束ねている機関・組織を対象に、活動が活性化するよう支援を行う。

（具体的取り組み）

家族会（さんかれん）、こころのボランティア協議会、福祉事業所連絡会等への運営支援を行う。 **実施中**

## 6 薬物相談ネットワーク事業（依存症対策）

（方向性）

依存症の支援ネットワークが機能するよう、関係機関の連携強化に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① 関係機関による依存症支援ネットワークを機能させるため、ネットワーク会議を開催する。 **実施中**
- ② 依存症相談に対応できる人材を育成するための研修会を開催する。 **実施中**

## 7 ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

（方向性）

「ひきこもり地域支援センター」としての機能が発揮でき、ひきこもり支援ネットワークが機能するよう、関係機関の連携強化に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① 関係機関による「ひきこもり支援ネットワーク」を機能させるきっかけづくりのため、ネットワーク会議を開催する。 **実施中**
- ② 「ひきこもり相談対応マニュアル（地域版）」の作成、「ひきこもり社会資源情報」の作成・運用を行う。 **一部実施中**

## 8 自殺対策事業（三重県自殺対策情報センター）

（方向性）

- ① 自殺対策の関係機関のネットワークが機能するよう、市町・団体の活動把握を行い、保健所の活動への支援を行う。
- ② 人材の育成
- ③ 情報発信の強化

（具体的取り組み）

- ① 担当者会議の開催・運営（保健所間や市町間の意見交換・協議の場の部分を運営する） **※未実施**
- ② ホームページによる情報発信を強化する。 **実施中**

## 9 こころの健康危機管理

（方向性）

- ① 各機関が「災害時のこころのケア」に取り組む基盤づくりを行う。
- ② 災害時のこころのケアの進め方、市町・保健所・センター・県庁の役割を整理して共有する。
- ③ 災害時のこころのケアについての情報提供と啓発に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① （各機関の役割を含めた）災害時こころのケア活動マニュアルを作成する。 **実施済**
- ② 支援者向け研修会は毎年1回開催するとともに、ホームページやメールマガジン「災害時のこころのケア」で情報提供、啓発を行う。 **実施中**



## 10 精神医療審査会の審査に関する事務

(方向性)

- ① 主に「強制入院の必要性」を議論する場とする。
- ② 入院患者からの電話には、法律に基づく対応だけでなく、本人のニーズが満たされるよう、ケースワークの視点を心がける。
- ③ 精神科病院実地指導と審査会が協力できる仕組みをつくる。

(具体的取り組み)

- ① 毎年、審査会全体会で「審査の趣旨」をおさえる。 一部実施中
- ② 審査会の運営手法の見直しを行う。 ※未実施
- ③ 精神科病院実地指導との協力体制について、障がい福祉課と調整する。

一部実施中

## 11 精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の判定、承認

(方向性)

保健所の業務が円滑に実施されるように支援を行う。

(具体的取り組み)

情報共有の場を検討（担当者会議の開催、保健所マニュアルの統一など）

一部実施中

## 12 その他

### (1) 保健所担当者会議の開催

(方向性)

保健所業務が円滑に機能するための技術支援の場とする（職員のスキルアップを図るための会議・勉強会等の運営）。

(具体的取り組み)

- ① 担当者会議の場でセンターの役割について意識づけを行う。 実施中
- ② 会議（勉強会）での事例検討の結果や成果等を、ハンドブック等の形に残していつでも活用が図れるようにする。 実施中

### (2) 精神保健福祉協議会の運営

(方向性)

- ① 協議会の事務局として、引き続き精神保健福祉の「普及・啓発」及び「団体の育成」を行う。
- ② 協議会活動のPRに取り組む。

(具体的取り組み)

- ① 現在の事業を継続しつつ、他の団体に少しでも役割を担ってもらえるように関わる（協議会のPR、会費の納入など）。 ※未実施
- ② 外部（県民）にPRできる取り組みを行う（メディアの活用を含めて）。

一部実施中

# 精神保健福祉相談の相談支援体制について ー精神保健福祉センターにおける専門相談化への移行ー

三重県こころの健康センター技術指導課

○羽根正樹 三上政和 出口理恵 中井芳 山崎恵 橋本晴美

## 1 現状

三重県では、県の役割を踏まえた精神保健福祉センターの相談支援体制のあり方について、精神保健福祉センターに求められている「複雑又は困難な相談」に対応するため、これまでの相談支援体制を全面的に見直して、専門相談を中心とした新たな相談支援体制を構築し、平成23年度から実施している。

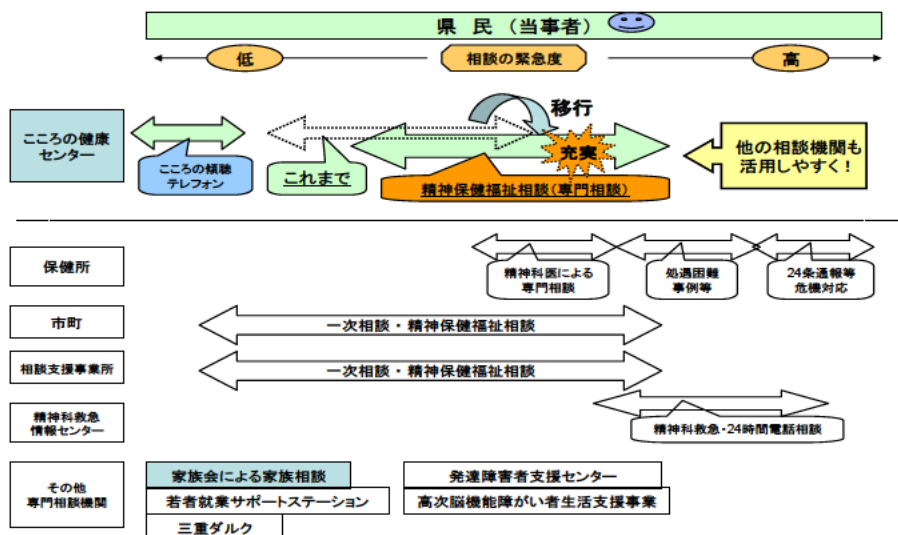
平成22年度までは、センター職員（保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者）が、平日13時～16時に電話を受ける「精神保健福祉相談（電話）」と、センター職員および非常勤医師にて来所相談を受ける「精神保健福祉相談（来所）」という体制で実施してきたが、電話相談の大部分は他の相談機関でも対応が容易な「一次的な相談」で占められており、精神保健福祉センターの専門性を活かした機能・役割が十分に発揮されているとは言い難い状況であった。

## 2 内容

平成22年度に県の役割を踏まえた精神保健福祉センターの相談支援体制のあり方について所内に検討会を設置し、他県の精神保健福祉センターの視察や県内の関係機関にアンケート調査を実施するなど、1年間に及ぶ検討を行った。その結果、精神保健福祉センターに求められている「複雑又は困難な相談」に対応するため、これまでの相談支援体制を全面的に見直して「専門相談を中心とした新たな相談支援体制」を構築した。

平成23年度より、電話相談を専門相談とし、毎週月曜日13時～16時を「自殺予防・自死遺族電話相談」、毎週水曜日13時～16時を「ひきこもり、依存症専門電話相談」としてそれぞれ職員が対応する体制を整備した。また家族会における家族相談を新設した。面接相談においても「自殺関連」「ひきこもり」「依存症」と、それぞれ専門相談とし、あらかじめ相談日を設定したうえで実施することとした。

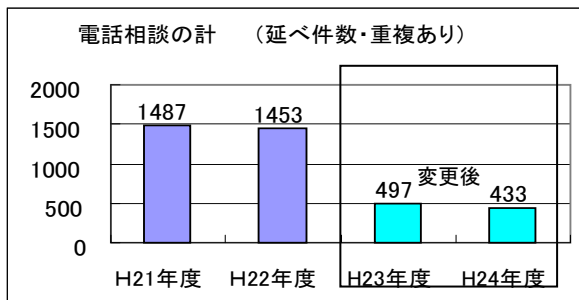
三重県における精神保健福祉相談の対応機関 イメージ図



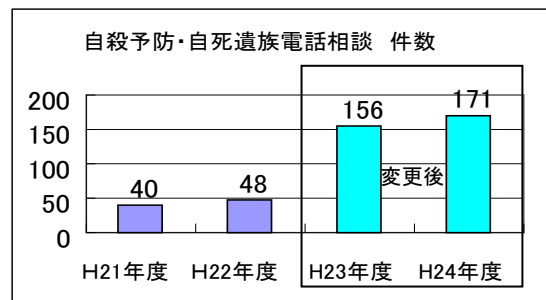
### 3 結果

電話相談の総件数は、専門相談を開始した平成23年度から大幅に減少している。(別表1) 一方で自殺予防・自死遺族相談は大幅に増加しており、専門相談化されたこと、平成23年4月よりセンター内に「自殺対策情報センター」が設置されたことにより、相談機関として周知がされ相談件数の増加に繋がったと推測される。(別表2)

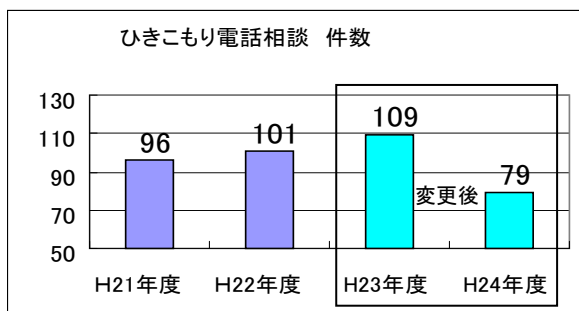
また、ひきこもり及び依存症電話相談は別表3、4のとおりである。ひきこもり相談については、平成25年4月よりセンター内に「ひきこもり地域支援センター」が設置されたことにより、今後の相談件数の増加が見込まれる。



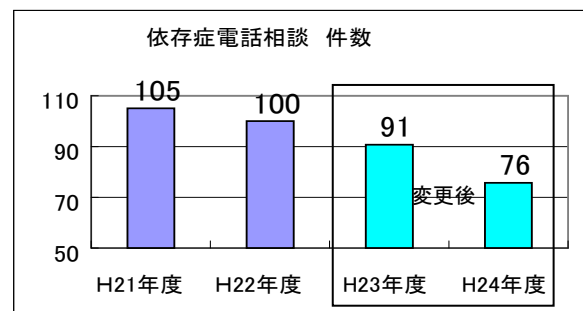
別表1



別表2



別表3



別表4

### 4 考察

精神保健福祉法では、精神保健福祉センターにおいて、「精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと」と明記されている。三重県においては、保健所、市町、相談支援事業所などにおいて一次相談を受ける体制が構築されていること、ダルクや若者就業サポートセンターなどの専門相談や家族会における家族相談を実施することにより、センターにおける相談業務を専門相談として位置付けすることが出来た。今後、三重県における相談体制を充実させていくためにも、センターの専門相談機能と関係機関との役割を確認しながら、利用者への確かな支援を行っていく必要があると思われる。

## 「メンタルパートナー養成事業」報告

三重県こころの健康センター 技術指導課

○出口理恵 四方谷典子 山崎恵 羽根正樹 中井芳 三上政和 橋本晴美

### 1 はじめに

国は「自殺総合対策大綱」において重点施策として、ゲートキーパーの養成を掲げている。三重県では平成23年度から、ゲートキーパーより身近なところで、「気づき」「声をかけ」「つなぐ」役割が果たせる人材として「メンタルパートナー」の名称を用いて養成してきた。自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、話を聞き、必要な相談窓口につなぐ役割を担うことができる「メンタルパートナー」養成事業について報告する。

### 2 取り組み内容

三重県では、自殺を未然に防ぎ「生きやすい社会」を作るため、普及啓発及び人材育成の一環として「メンタルパートナー養成事業」を位置づけている。平成23年度から養成を開始し、26年度までに20,000人を養成することを目標値としている。この数字は、三重県の自殺者企図者（既遂未遂含めて）を4,000～5,000人と考えて、悩んでいるひとりの人に対して4～5人くらいの見守り体制ができる人数として20,000人を目標値に設定している。

#### (1) メンタルパートナー指導者養成研修の実施（こころの健康センターが実施）

「メンタルパートナーを養成するための指導者」を養成し、指導者が関係する研修会や会議などを活用してメンタルパートナーの養成できるようにした。指導者がやりやすいように「指導者用テキスト」「研修用DVD」を作成し、「基本カリキュラム」（別表1）を示した。また、指導者としての意識づけのためにピンバッジを作成し、メンタルパートナー指導者に配付した。

#### (2) メンタルパートナー養成研修の実施（各メンタルパートナー指導者が実施）

「メンタルパートナー」は、即何か日常的に活動をしてもらうのではない。日常生活の中で、自殺予防の視点を持ち、「身近な人を気にかけて、いつもと違うと感じたら声をかけ、必要であれば相談機関につなぐ」ことを心掛けてもらうこと、ひとり一人の「こころの健康を大切に」してもらえるきっかけとしてほしいことを強調して実施している。また、メンタルパートナー養成研修受講者には、相談窓口情報などの情報が記載されたパンフレットやクリアファイル、エコバッグを配布し、活動や啓発にも一役買ってもらっている。

#### (3) メンタルパートナー養成数の把握

報告様式に基づいて年2回、実施団体や機関から報告をもらって養成数を把握している。

### 3 結果

#### (1) メンタルパートナー指導者養成

平成24年度末までに指導者養成研修会を19回実施し、585人を養成した。県内全保健所、全市町に指導者がいる。また、企業の労務担当者も研修を受けている。職種で見ると、医師や看護職、心理職、福祉職、介護職やボランティアなど多岐にわたる。

#### (2) メンタルパートナー養成

平成24年度末までのメンタルパートナー養成回数は529回、養成数は15,480人である（進捗率77%）。対象の内訳は、一般住民8,112人、企業・職域団体4,138人、学生724人、行政職員2,406人である。保健所の場合、団体や企業などから講師依頼があり、メンタルヘルス関連研修に合わせて実施していることが多い。市町については、各種健康教室や管理者研修で取り入れている。また、企業については、過重労働対策事業や新任管理職や労務担当研修の中で取り入れている。メンタルパートナー養成者数は順調に増えている。目標値についてもクリアできる見込みである。

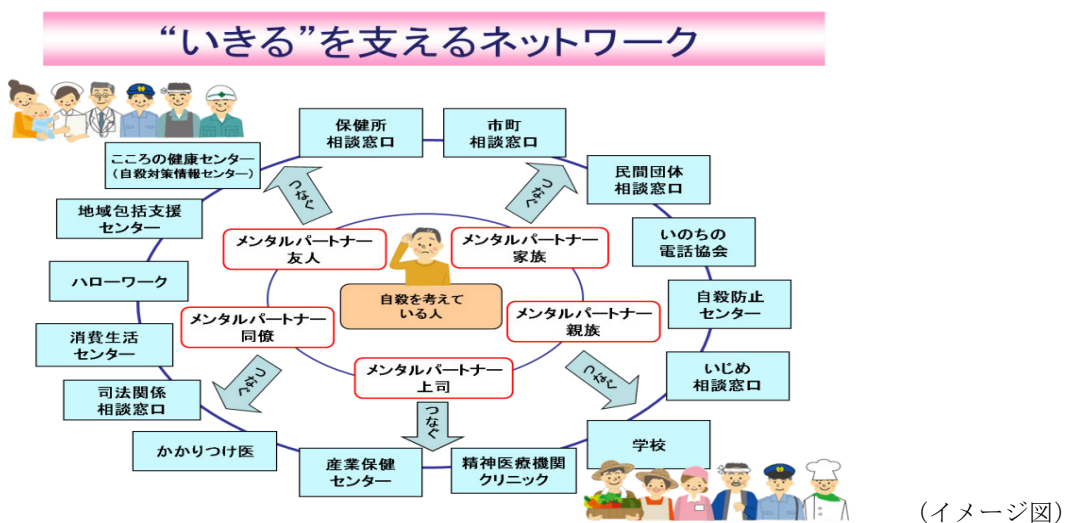
身近なメンタルパートナーの養成は進んでいるが、今後はこれまで養成したメンタルパートナーが、「気づき、つなぐ」から必要に応じて関係機関と連携をとって支援できるステップアップしたメンタルパートナーも必要である。既にステップアップした内容で実施している指導者もいるが、役割が期待されるステップアップしたメンタルパートナー養成研修を実施するにあたっての指導者のフォローアップ研修を考えている。

#### 4 まとめ

自殺を考えた人のうち、誰にも相談したことがない人が約6割、身近な人に相談した人が約3割である。一方、自殺前の兆候を察知した周囲の人たちの割合は8割くらいといわれている。自殺予防においては、気づき、話をきき、必要であれば相談機関につなげ、見守る仕組みが必要である。この仕組みが有効に機能するためには、多くのメンタルパートナーの存在が有効と考える。知識を持つことで、自殺の現状を知り、普段の生活の中で周囲の人に目を向け、こころの健康を気に掛けることができれば、自殺者の減少だけでなく、ひいては地域づくりにもつながる。

(別表1) メンタルパートナー養成研修 基本カリキュラム 全体20分(うち、DVD15分)

研修項目	研修内容	時間
1、メンタルパートナー養成事業について	・メンタルパートナーとは	2分
2、DVD視聴 心の声に耳を傾けてください	・自殺の現状(国・県自殺者数、推移) ・自殺の背景(病気、家族、経済) ・自殺の背景(ライフサイクル別にみた配慮) ・自殺のサイン(心の葛藤に気づく) ・傾聴(心の声を聴く) ・自殺予防に向けて、まとめ(サインに気づく・心の声を聞く)	15分
3、具体的な対応方法	・自分ひとりで悩みを抱えない。誰かに相談する。 ・周囲(家族、友人、職場等)に悩んでいる人がいれば、 <u>相談機関や医療機関等への相談・受診を勧める。</u> ・専門医に受診したがないときは、家族だけでも相談することを勧める。	3分



# 三重県における「医療観察制度支援システム」構築に向けた取り組み

三重県こころの健康センター 技術指導課

○三上政和 橋本晴美 出口理恵 中井芳 羽根正樹 山崎恵

## 1 はじめに ～現状と課題～

本県では、医療観察制度のスタート時に関係機関に向けて協力依頼を行ったこともあり、医療観察対象者（以下「対象者」という。）への支援を拒否する機関もなく、協力的な関係のなかで制度の運営がされてきた。ケア会議は、精神科病院・訪問看護ステーション・精神保健福祉センター・保健所・市町・相談支援事業所・障がい福祉サービス事業所・社会福祉協議会など、多くの機関の参加により実施されている。

しかし、ケア会議がうまく運営されている反面、年1回開催される運営連絡協議会が、関係機関による形式的な「顔合わせ」の場となっていたことや、通院医療機関同士・障がい福祉サービス事業所同士で話し合いをする横のつながりの場がない、などの課題が挙げられていた。

また、対象者への個別支援の面でも、医療観察の期間中は非常に手厚い支援が行われるが、処遇終了と同時に手厚い支援が途切れることの問題や、保護観察所の関与がなくなり関係機関だけで対象者を支援していくことへの不安の声が聞かれるようになった。

これらの課題を改善するため、津保護観察所とこころの健康センターが協力して、医療観察制度がよりうまく機能するための取組を実施した。

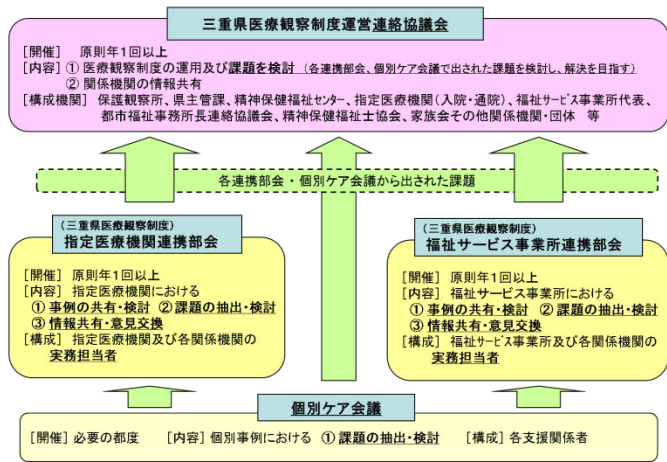
## 2 取り組み内容

### (1) 連携体制の構築

関係機関の横の連携を深めるために、実務担当者による「指定医療機関連携部会」「福祉サービス事業所連携部会」を設置した。医療観察制度の現状や課題を、支援を行う実務者レベルで話し合う場である。

また、年1回開催の運営連絡協議会を「2つの連携部会と個別ケア会議で出された課題を検討・解決する場」と位置付け、活発な意見交換を求めようとした。(図1 連携体制図)

図1 三重県における医療観察制度支援システム(連携体制)



### (2) 個別支援システムの構築

県内の障がい福祉サービス事業所から、対象者を受け入れ、サービスを提供していくための課題として、『医療観察法の通院・地域処遇が約3年で終了した後、地域だけで支援していくこと（「手厚い支援」が途切れること）に不安がある』という意見が出された。この課題を少しでも解消するため、次の2点に取り組んだ。

#### ① 医療観察期間中に支援をステップダウンさせていく仕組みの導入

通院処遇中の「手厚い支援」が、処遇終了後に急に途切れることを防ぐため、通院処遇中から終了を見据えて支援を少しずつ減らしていく。「支援のステップダウン」を意識して関わることで、終了時の「地域へのつなぎ・フォロー」の負担をできるだけ小さくして、スムーズに地域での支援に移行できる仕組みを導入した（処遇終了前には、終了後と同じサービス内容にする）。

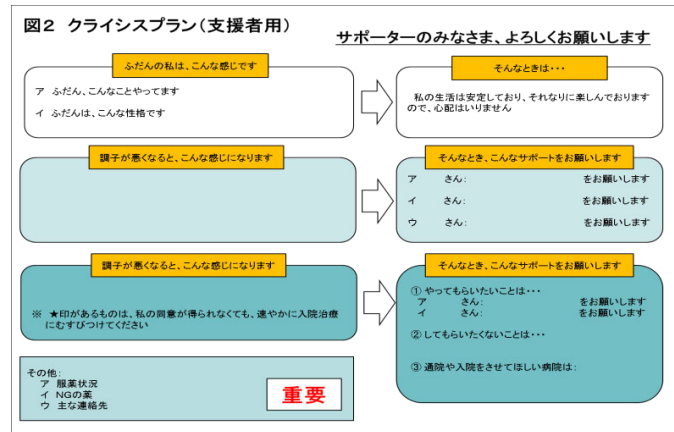
## ② 地域版クライシスプラン（通称：みえぷら）の作成・導入

通院処遇終了後、本人が生活しやすくなることと、地域の支援者も支援しやすくなるよう、通院処遇期間中に「地域版クライシスプラン」を作成することとした。作成にあたっては、多くの機関からワーキンググループに参加してもらい、検討を行った。

（構成員：保護観察所、県庁担当課、こころの健康センター、入院・通院の指定医療機関、福祉サービス事業所、PSW協会、精神障がい当事者等）。

内容は、WRAP（元気回復行動プラン）の考え方を取り入れ、本人が元気なとき（青）を中心に作成し、注意が必要なとき（黄）、調子が悪いとき（赤）の状態や、その際の自分なりの対処法を記載しておけるようにした。

視覚的にもわかりやすくなるように3色に分けた。また、本人用と支援者用（サポーター用）の2種類を作成し、本人と支援者がクライシスプランを共有できるようにした。



（図2 クライシスプラン支援者用）

## 3 結果

平成24年度の医療観察制度運営連絡協議会において取組を報告・提案した結果、全てを合わせて「三重県における医療観察制度支援システム」とし、平成25年度から運用していくことになった。

福祉サービス事業所連携部会は「準備会」として計2回開催されている。入所・通所の福祉サービス事業所に加え、地域移行支援や計画相談の普及も図るため相談支援事業所へも参加を求めた。その結果、実務者による本音を出し合う活発な意見交換が行われている。最近では対象者が通所等の福祉サービスを受けることは当たり前のようになってきた。地域移行支援の導入も進んでおり、入院処遇中から民間の相談支援事業所が支援を開始するケースも増えてきた。

地域版クライシスプラン（みえぷら）は、モデルケースとして2名に先行導入していたが、現在ではさらに対象者を拡大して実施している。これまでに作成した対象者からは「漠然としていた自分の病気への対応が一目でわかってよい」と好評である。ケア会議の場でも、定期的に「みえぷら」の見直しの必要がないか、対象者と支援者が一緒に話し合いを行っている。今年度「みえぷら」を作成した対象者が初めて処遇終了となったが、地域機関が引き続き支援を継続していくことに不安の声が出されなかったことも「みえぷら」作成の成果の一つと言えるのではないだろうか。

## 4 まとめ

今回の取組は、保護観察所とセンターの職員が、三重県の医療観察制度の現状をどうすればさらによくなるか、という議論を頻繁に行っていたことから始まった。

保護観察所は「仕組みづくり」や「施策提案」に単独で取り組むことは難しい。協力して一緒に取り組む機関が必要である。また、福祉サービス事業所を運営する法人への「働きかけ」なども困難であり、橋渡し役となる機関が必要である。精神保健福祉センターはこれら両方の機能を備えた機関として、保護観察所への支援を通して地域機関との連携を図るなど、その役割を担うことが重要と考える。その結果として、精神障がいへの理解促進にもつながっていく。

「三重県における医療観察制度支援システム」の運営により、これからも多くの課題が抽出され、それが少しずつ解消されていくことで、対象者本人が地域で生活しやすくなることや、支援者の不安・負担の軽減につながることを期待している。

# こころの健康 第13号



三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-4-6-34

三重県津市香保健康所棟 2 階

TEL: 059-223-6241(代) FAX: 059-223-5242

Mail: kokoroc@pref.mie.jp

URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKORO/HP/>

2013年7月

発行

サポートします！こころの健康



三重県こころの健康センターです。

このメールマガジンも4年目を迎えました。今年度も年4回の配信を予定し、情報発信に努めていきたいと思っております。

今年4月、「三重県ひきこもり地域支援センター」を開設しました。詳しくは、今回の特集をご覧ください。

## CONTENTS

- ◆ 特集：「三重県ひきこもり地域支援センター」を開設しました！
  - 1 「ひきこもり」とは
  - 2 「ひきこもり地域支援センター」で行っていること
  - 3 支援者の皆さまへのお願い
- ◆ 連載コラム「災害とこころのケア」その8  
「災害時こころのケア活動担当者会議報告」
- ◆ 平成25年度 研修事業実施計画
- ◆ センター掲示板

## 「三重県ひきこもり地域支援センター」 を開設しました！

平成25年4月、こころの健康センター内に「三重県ひきこもり地域支援センター」を開設しました。

こころの健康センターでは、平成16年度から研修会・講演会・家族教室の開催など、ひきこもり者・家族等への支援を幅広く行ってきましたが、今後はこれまでの活動に加え、支援者間のネットワーク構築など、新たな取り組みを進めていきたいと考えています。

### 1 「ひきこもり」とは

様々な理由から、学校への登校、アルバイト、仕事といった外との交流を避け、原則的に「6ヶ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態」を「ひきこもり」としています。他者と交わらない外出（買い物、ドライブなど）は可能なこともあります。

現在、わが国には約70万人のひきこもり者がいると推計されています。  
三重県の人口に換算すると、約9千人となります。

「ひきこもり」とは、特定の疾患や障害を指しているのではなく、「状態像」を意味している言葉です。ひきこもることにより強いストレスを避け、「仮の安定を得ている状態」です。

「ひきこもり」の原因は、ストレスや環境の変化によるもの、精神的な疾患によるものなどさまざまです。一つに特定できない場合があります。長期間にわたって生活上の選択肢が狭められた、社会的問題と精神的健康の問題である、とも言えます。

### 2 「ひきこもり地域支援センター」で行っていること

ひきこもり地域支援センターでは、次のようなさまざまな支援を行っています。



## 連載コラム

### 「災害とこころのケア」その8 「災害時こころのケア活動担当者会議報告」

平成29年3月に発生した東日本大震災では、「災害時こころのケア」の重要性が強調され、ケア活動が発見・行われました。

災害時こころのケアのあり方、特に初期対応では、被災者が安心感を得られるよう、衣食住や当面の生活支援、具体的に問題解決できる情報の伝達等の幅広い対応が求められ、「被災者への保健活動を、こころのケアの視点を持って行うことが大切である」と言われています。

昨年度までは、関係者を対象にこころのケア活動に関する研修会を開催していましたが、今年度は、地域での具体的な活動につながることを目途とし、行政を対象とした会議(勉強会)を開催しました。

当センターでは、東日本大震災の経験をふまえ、平成24年度に市町、保健所、県庁担当課、当センター職員からなるワーキンググループを設置して、平成25年3月に「災害時こころのケア活動マニュアル【暫定版】」を作成・発行しました。今年度秋頃に【完成版】を発行する予定です。

このマニュアルは、市町、保健所、県庁、当センターのそれぞれの役割を明記し、被災時に活用してもらうことを目指しました。



災害時こころのケア活動マニュアル【暫定版】



### 「災害時こころのケア活動担当者会議」を開催

市町、保健所、県庁の職員を対象として、「災害時こころのケア活動マニュアル【暫定版】」をもとに、説明および意見交換の会議を下記のとおり開催しました。

今回、市町と保健所が一室に会し、こころのケア活動について共通認識を図るとともに、支援体制について話し合うことで、地域での具体的な取り組みにつながる機会と考えました。

- ◇日時：平成25年5月16日(木) 13:30～16:00
- ◇場所：三重県津庁舎大会議室
- ◇出席者：計40名(21市町から23名、9保健所から11名、健康づくり課1名、当センターから5名)
- ◇内容：「災害時こころのケア活動マニュアル【暫定版】」に沿って説明グループワーク

- ★ ひきこもり支援ネットワークの構築  
支援機関によるネットワーク化を図ります
- ★ ひきこもりに関する情報収集、ホームページなどによる情報発信  
さまざまな情報を収集して皆さまに提供します
- ★ ひきこもり支援者への人材育成研修  
支援者のスキルアップ研修会のほか、県民向け講演会を開催します
- ★ ひきこもり状態にある本人・家族のための家族教室の開催  
家族のための「家族教室」や「家族のつどい」を開催します
- ★ ひきこもり専門相談の実施  
本人や家族等への個別相談(電話・来所)を実施します  
ひきこもり専門電話相談 電話 059-253-7826  
\* 毎週水曜日 13:00～16:00(祝日・年末年始を除く)  
\* 電話にて相談に応じます。必要に応じて面接相談や、関係機関をご紹介いたします。

### 3 支援者の皆さまへのお願い

現在、ひきこもりの方も、適切な支援を受けることができれば、社会への適応や自立につながる可能性が広がることでしょう。

しかし三重県には、ひきこもり者・家族が活用できる社会資源や、支援に関わる機関・団体が少ないと言われています。今後は社会資源の充実が望まれますが、それに加えて、「教育」「就労」「(児童)福祉」「精神保健福祉」などのそれぞれの分野の機関による「連携」が重要と考えられています。

こころの健康センターでは昨年度、県内の支援機関を掲載した「ひきこもり支援ガイドマップ」を作成しました。「連携」の一助となればと思います。社会資源の充実や支援機関の範囲が広がるよう、取り組みたいと思いますので、皆さまのご協力をよろしくお願います。

また、「ひきこもり」については、今後のメールマガジンでも連載して皆さまに情報をお伝えしていきたいと思っています。

会議の様子



☆「こころのケア」の大切さがわかった。  
 ☆いろいろな職種や上司にもわかってもらいたい。  
 ☆持ち帰って職場で勉強会を開催したい。



☆地域単位の6つのグループに分かれて...  
 ☆それぞれの現状について情報交換を行いながら、活発な意見交換がされました。

今後、各所属や地域で勉強会等の機会が設けられ、「こころのケアの大切さ」について知ってもらえる輪が広がることを願っています。



## 平成25年度 研修事業実施計画

センターでは、今年度以下のような研修を予定しています。  
 多くの精神保健福祉関係者の皆様のご参加をお待ちしています。

研修名	日時・場所	概要
精神保健福祉専門研修会 (支援者向け)①	7月18日(木) 13:30~16:00 三重県人権センター3階 大セミナー室	「医療が必要な人への関わり～県内機関における訪問活動の実践から～」 【取り組み紹介】①志摩市の取り組み 志摩市障がい者相談支援センターこたま 相談支援員 岡 昌史 氏 志摩市健康推進課 保健師 岡本 薫子 氏 県立志摩病院地域連携センター 精神保健福祉士・保健師 阪本 明美 氏 【取り組み紹介】②四日市市保健所の取り組み 四日市市保健所保健予防課 保健師 井倉 一政 氏
精神保健福祉専門研修会 (支援者向け)②	9月11日(水) 13:30~16:00 三重県人権センター3階 大セミナー室	「認知行動療法の強点を取り入れた支援」 【講師】宗田 美名子 氏 (かすみがうらクリニック 強心心士)
精神保健福祉専門研修会 (支援者向け)③	12月4日(水) 13:30~16:00 三重県津庁舎6階 大会議室 大セミナー室	「アルコール依存症の最新情報と当事者・家族支援」 【講師】猪野 亞明 氏 (かすみがうらクリニック 副院長 医師)
依存症問題教育関係者向け研修会(総合教育センターと連携講座)	7月29日(月) 13:30~16:00 三重県津庁舎6階 大会議室	「学校現場における依存症(ダニエリット)による児童障がい・薬物依存症 等)を考える」 【講師】市川 岳仁 氏(NPO法人三重ダルク 代表)(対象)教育関係者
ひきこもり支援者スキルアップ研修 ①	8月29日(木) 14:00~16:00 三重県総合文化センター内 フレンドみえ2階 セミナー室A	「ひきこもり支援の基本と応用①～家族をどう支えるか～」 【講師】船越 明子 氏(三重県立看護大学准教授)
ひきこもり支援者スキルアップ研修 ②	9月13日(金) 14:00~16:00 三重県人権センター3階 大セミナー室	「ひきこもり支援の基本と応用②～当事者とどう向き合うか～」 【講師】船越 明子 氏(三重県立看護大学准教授)
相談窓口対応力向上研修	調整中	調整中

## ◆編集後記◆

今号は特集記事として、「ひきこもり地域支援センター」について取り上げました。業務内容としては、今までと大きな変化はないのですが、センター化したことにより、今まで以上に支援機関同士の連携を密にし、支援を求めている方へ支援がスムーズに提供できるようにしていきたいと思っております。

今年度も当センターで取り組んでいる様々な事業について、このメールマガジンでお知らせする予定です。よろしくお願いいたします。

編集担当

自死遺族支援者 研修会	7月26日(金) 13:00~16:30 三重県津庁舎6階 大会議室	【講演】 「ご家族を自死で亡くされた方への理解と支援 ～支援者の資質向上に向けて～」 【講師】 平山 正美 氏(聖学館大学大学院教授) 【体験発表】 自死遺族の思い 【発表者】 自死遺族サポートグループ会 代表
多分野合同研修 メンタルバートナ ー指導者養成研 修	調整中 5月30日(実施済み) 11月~12月 実施予定(調整 中)	調整中 三重県における自殺対策及びメンタルバートナーの役割 メンタルバートナー養成研修の内容について 他
自殺対策シンプ ジウム	調整中	調整中
ひきこもり講演会	調整中	調整中
薬物フォーラム	調整中	調整中

- ◆日時・内容などは変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ◆詳しい日時や会場等はそれぞれご案内させていただきます。また、お申し込み方法など詳しいことはセンターホームページをご確認ください。

## センター掲示板

### ひきこもり家族教室・つどい

ひきこもり等でお悩みのご家族が集い、対応について学んだり、家族同士が交流できる場です。

教室：7月から1月の  
隔月第2木曜日  
14:00~16:00  
つどい：6月から12月の  
隔月第2木曜日  
14:00~16:00

### 依存症問題家族教室

アルコール・薬物・ギャンブル・買い物等への依存の問題でお困りのご家族が集い、対応方法について学んだり、家族同士が交流できる場です。

原則隔数月第3金曜日  
14:00~16:00

### わかちあいの会 (自死遺族の集い)

自死でご家族を亡くされた方が集い、大切な人に対する哀しみや深い思いを語り合える場です。

奇数月第4土曜日  
13:30~15:30

センター日より

# こころの健康 第14号



三重県こころの健康センター  
〒514-8557 津市松橋 3-445-34  
三重県津市松橋所棟 2 期  
TEL:099-223-0241(代) FAX:099-223-0242  
Mail: kokoro@pref.mie.jp  
URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKORO2/HP/>

2013年9月

発行

サポートします！こころの健康

三重県こころの健康センターです。

9月に入り、少しずつ秋の気配が感じられるようになりま  
したが、もう少し早く残暑は続きそうです。皆さま体調管理には  
お気をつけください。

今号では、9月10日から16日にかけて取り扱われる、自  
殺予防週間についてお送りします。



## CONTENTS

- ◆ 9月10日から自殺予防週間が始まります。
- ◆ 連載コラム 「災害とこころのケア」その9  
「災害時こころのケア活動マニュアルについて」
- ◆ ひきこもり地域支援センター 地域の相談機関紹介  
地域若者サポートステーション  
センター掲示板  
精神保健福祉専門研修会(支援者向け)③

9月10日から自殺予防週間が始まります。



自殺予防週間は、当該期間における集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解の促進を図ることを目的とするものです。平成19年6月に閣議決定された『自殺総合対策大綱』において、「9月10日の世界自殺予防デー」に因んで、毎年9月10日からの1週間を自殺予防週間として、国・地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進」することとされました。

三重県でも、自殺予防について広く県民の皆さんに呼びかけるために、各保健所や市町では様々な啓発活動が実施されます。こころの健康センターでは、9月10日(火)津駅前で街頭啓発をします。同じ日に三重県総合文化センターで開催される、「県民健康の日 こころの絆づくりチャリティ・コンサート ワンコインコンサート」でブースを出展しこころの健康や自殺対策の展示や啓発物品の配布を予定しています。また、例年どおり、津庁舎内に啓発コーナーを作る予定です。

### 連載コラム

#### 「災害とこころのケア」その9 「災害時こころのケア活動マニュアルについて」

当センターでは、東日本大震災での経験を振り返り、今後発生すると言われている東南海地震等の大災害を想定したマニュアルの必要性から、平成20年3月発行の「こころの健康危機管理マニュアル(第2版)」を改訂した、新たなマニュアルの作成に取り組みました。

その結果、平成25年3月に「災害時こころのケア活動マニュアル【暫定版】」を発行しました。市町・保健所担当者等からの意見を参考に、内容の精査を行い、平成25年8月末に「災害時こころのケア活動マニュアル【完成版】」を発行しました。

当マニュアルは、災害現場で支援活動を担う市町・保健所保健師等の支援者、県庁担当課、当センター、こころのケアチーム、その他、災害現場で一次的なケアを担う医療・保健福祉関係者に活用してもらうことを目指し、作成しました。

今回は「災害時こころのケア活動マニュアル【完成版】」の内容をお伝えしたいと思います！！



#### ★マニュアルの特徴

##### 特徴1

市町・保健所・こころの健康センター―県庁が行う「こころのケア活動」における役割を示しています(災害発生からの時間の経過別にと具体的活動を示しています)。

- ◆被災状況によってはマニュアル通りにならないことも多いため、役割を明記することでお互いを補完し、連携して対応できることを目指します。

##### 特徴2

「①災害時保健活動の中で行われるこころのケア活動」と、「②外部応援者のこころのケアチームが行う活動」、それぞれについて記載しています。

- ◆保健活動の中で「こころのケア」の視点を持ち、スムーズに活動できるよう、ノウハウを記載しています。
- ◆こころのケアチーム「受け入れ」の際の流れを示しています。

##### 特徴3

平常時から準備することをまとめています。  
◆災害に備え、普段から準備しておくことについて記載しています。

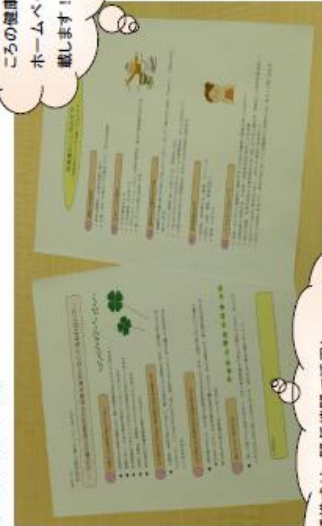
##### 特徴4

「知識編」として、災害時こころのケアに関する情報をまとめています。  
◆災害時こころのケア、遺族・安否不明者の家族への支援、支援者自身のこころのケア、マスメディアとの連携について、ポイントをまとめています。

##### 特徴5

パンフレット、チェックリスト、活動様式を添付しています。

【パンフレットの一例】



当マニュアルは、こころの健康センターのホームページにも掲載します！

各種様式は、関係機関で活用していたり、電子媒体でもお蔵入りの予定です。

- ◆災害時「こころのケア」活動は、特別なことではなく、被災者に対して行う対応や関係づくり、環境を整える等の動きかけの中に存在します。
- ◆当マニュアルが、今後の災害に対する備えの一助となること、及び被災者へのよりよい支援、そして支援者自身のセルフケアに役立つことを願っています。

各所属や地域における勉強会等で当マニュアルをご活用いただくと幸いです。その際は、当センターの職員の高達も可能ですので、ぜひお声がけください。



### ひきこもり地域支援センター 地域の相談機関紹介 地域若者サポートステーション

ひきこもり地域支援センターが担っている役割として、ひきこもり支援を行っている関係機関の連携を強化するための、「ひきこもり支援ネットワークの構築」というものがあります。

そこで、今回はひきこもり状態にある方の支援機関として、主に就労支援を担っている「地域若者サポートステーション」を紹介させていただきます。

## 1 「地域若者サポートステーション」ってどんなところ？

地域若者サポートステーション(通称:「サポステ」)は、厚生労働省から認定を受けた団体が運営しています。

つまり・・・「働くことに課題を抱えて前へ進むことが難しく感じている若者の就労を支援しているところ」といえます。

サポステでは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談によって課題を整理します。また、コミュニケーション訓練などによるステップアップや強気企業への就労体験などにより、自己肯定感が養われ、自分の存在が認められる経験ができるように支援を行っています。

このような経験の積み重ねにより、本来、持っていた力を発揮することができるようになる若者が多くいます。

## 2 「サポステ」ではどんなサービスが受けられるの？

- ・ 個別相談(本人、家族)
- ・ セミナー (若者のつどい、親の会など)
- ・ 各種の自立支援プログラム(就労体験、ボランティア体験、就職支援講座、コミュニケーション訓練) などが受けられます。
- ・ 他にも、
- ・ 学校との連携、中退者等学び直し支援
- ・ パソコン講座、交流スペースの提供 などを実施しているサポステもあります。

それぞれのサポステによって、提供しているサービス内容が異なります。予約や申し込みが必要なものもあるため、事前に問い合わせられるとスムーズです。

## 3 「サポステ」はどこにあるの？

県内には、次の4か所が運営されています。

**北勢地域若者サポートステーション**  
 開所時間: 火～土曜日 9時30分～18時(休み 日・月・年末年始)  
 所在地: 四日市市真訪栄町3-4 星座ビル2F  
 電話: 059-359-7280  
 (桑名市いなべ市への出張相談実施、四日市大学サテライト)

**若者就業サポートステーション・みえ**  
 開所時間: 月～金曜日 9時～18時(休み 土・日・祝日・年末年始)  
 所在地: 津市羽所町700番地 アスト津3階  
 電話: 059-271-9333  
 (鈴鹿市・亀山市・松坂市・尾鷲市・熊野市への出張相談実施)

**いせ若者就業サポートステーション**  
 開所時間: 月～火・木～土曜日 9時～18時  
 (休み 日・水・祝日・年末年始)  
 所在地: 伊勢市岩瀬1丁目2-29 いせ市民活動センター北館  
 (シティプラザ)内1階  
 電話: 0596-63-6603  
 (志摩市への出張相談実施)

**いが若者サポートステーション**  
 開所時間: 月～金曜日 8時30分～17時 15分  
 (休み 土・日・祝日・年末年始)  
 所在地: 伊賀市上野中町2976-1 上野ふれあいプラザ3階  
 電話: 0595-22-0039  
 (名張市サテライト 名張市南町822-2アスパ4階  
 開所時間: 10時～16時 電話: 050-3368-0357)

# こころの健康 第15号



2013年12月

発行

三重県こころの健康センター  
〒014-0867 津市桜橋3-448-34  
三重県津市青保園所棟2階  
TEL:059-223-5241(代) FAX:059-223-5242  
Mail: [hokoro@pref.mie.jp](mailto:hokoro@pref.mie.jp)  
URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKORO/00/JP/>

サポーターだより/こころの健康



三重県こころの健康センターです。  
今号では、10月に開催しました全国精神保健福祉センター研究協議会についてお送りします。

## センター掲示板

<研修案内>  
精神保健福祉専門研修会(支援者向け)③  
「アルコール依存症の最新情報と当事者・家族支援」  
講師 猪野 亞朗 氏(かすみがうらクリニック 副院長 医師)  
12月4日(水) 13:30~16:00 三重県津庁舎6階 大会議室

### ◆編集後記◆

センターでは年度後半に向けて各事業が目白押しとなります。このメールマガジンでも随時お知らせしていく予定です。ぜひ、皆さまもご参加を検討ください。  
編集担当

## 4 ご利用にあたって

サポーターは、「就労」することを目標とした機関ではありますが、就労に至るまでの課題について丁寧に対応してまいります。

「今すぐ仕事に就くことは難しいけど、自分にできそうなことからやってみよう」と思っている方の相談にものってまいります。

サポーターを利用することで、課題を整理することができ、一歩前へ踏み出しやすくなることを期待できます。



センターではこれからもサポーターをはじめとした関係機関との連携に力を入れていきたいと考えていますので、みなさまのご協力をお願いいたします。ひきこもり支援についての情報がありましたら、情報提供をお願いします。

このメールマガジンでは、今後も地域のひきこもり支援機関を紹介していく予定です。

## CONTENTS

- ◆ 特集記事 第49回全国精神保健福祉センター 研究協議会レポート
- ◆ 連載コラム  
「災害とこころのケア」その10「災害を想定した研修会の開催！」
- ◆ ひきこもり地域支援センター 地域の相談機関紹介  
障がい者(総合)相談支援センター
- ◆ センター掲示板 ひきこもり講演会・薬物フォーラム開催のご案内

## 第49回全国精神保健福祉センター 研究協議会レポート

平成25年10月22日~23日、全国から精神保健福祉センターの職員が三重県に集まり、研究協議会が開催されました。この研究協議会は毎年全国持ち回りで開催されており、今年度は三重

第49回 全国精神保健福祉センター研究協議会



県が当番県でした。日頃、各精神保健福祉センターで取り組まれている事業の成果発表や情報交換を行いました。参加者は130名でした。

<プログラム>

- 会場 三重県教育文化会館
- (1日目) 「精神保健福祉行政の動向」 厚生労働省精神・障害保健課
- 「伊勢の神宮と遷宮」 皇学館大学文学部神道学科 櫻井治男 教授
- (2日目) 「研究協議会 演題発表」 4.4演題を発表



1日目の、「精神保健福祉行政の動向」では、厚生労働省の担当者から、精神保健医療福祉の現状や精神保健福祉法の改正に向けた最新情報、自殺対策など、幅広いお話がありました。



また、皇学館大学文学部神道学科 櫻井治男教授から「伊勢の神宮と遷宮～森と清流に生かされて～」と題してお話をいただきました。伊勢神宮とそこで行われる20年に一度の大きな祭りごとである「式年遷宮」を通して見出される、自然環境に生かされて

いる人間の姿、神宮林や五十鈴川・宮川といった清流とのかかわり、そのなかではぐくまれてきた心の文化について気づきをいただくと共に、全国からの参加者に三重県を知っていただくいい機会になったと思います。



2日目は、全国精神保健福祉センターから提出された44課題について、5つのカテゴリーに分けて日頃の業務の成果や課題の発表を行い、活発な意見交換・情報交換が行われました。(カテゴリー:「制度・プログラム」、「ひきこもり・依存症」、「精神科医療」、「自殺対策」、「地域生活支援」)



当番県である当センターからも、これまでの業務で取り組んできた成果の中から、次の3つを発表しました。

<三重県こころの健康センターの発表>

- ① 精神保健福祉相談相談支援体制について  
～精神保健福祉センターにおける専門相談化への移行～
- ② 三重県における「医療観察制度支援システム」構築に向けた取り組み(紙上発表)
- ③ メンタルヘルスマナー養成事業報告(紙上発表)

研究協議会の後、参加者からたくさんのお礼と感想が寄せられました(一部紹介します)。  
○ とてもよい協議会でした。発表では様々な課題の解決のヒントが見つかりました。  
○ これからは分科会の検討も必要かと思うくらいに多様な発表でした。  
○ 伊勢神宮の話では、日本という国とそこで過ごす人々の「こころ」について、改めて考える機会となりました。

<協議会を終えての感想>

全国から大勢の方をお迎えして事業の成果発表をしていただくということで、発表の調整や資料の準備は大変でした。当日はスタッフ一同、「おもてなしのこころ」を持って運営を行いました。その結果、大きなトラブルもなく、無事終えることができました。  
たくさんの方の意見交換や情報交換ができた2日間だったと思います。全国のセンターの取り組みには特筆すべきものも多くありましたので、少しでも今後の活動に取り入れ、その成果を支援者の皆さんにも還元できるよう、今後よりよい活動に取り組んでいきたいと感じました。

連載コラム



「災害とこころのケア」その10 「災害を想定した研修会の開催！」



災害時の「こころのケア」は特別なことではなく、保健活動の中に存在します。災害発生直後は救急救命等の医療活動が優先されますが、同時に被災や避難所生活に伴うストレスについて、対策を講じる必要があります。「こころのケア」という視点で初期対応・支援を行うことで、そ



～第1部～ 『事例報告』



平成16年新潟中越地震・平成23年東日本大震災での保健活動の経緯を報告  
 ★ 平常時の準備が災害直後の混乱を軽減  
 ☆ 平常時の地域保健活動の着様が災害時に浮き彫りになる  
 ★ ころのケアの視点を持って保健活動を行うことの大切さ



平成16年北北町水害、被災地の保健師として、保健活動の経緯を報告  
 ☆ 活動のまとめと評価  
 ★ 保健師自身のころのケアの大切さ  
 ☆ 平時から危機意識を持って準備することの大切さ

～第2部～ 『災害想定に基づく各所属の保健活動の展開・連携』



図上訓練に取り組み様子  
 ★ 図上訓練は初めてという参加者がほとんどでした。



情報をもとに所属で検討  
 ★ 災害時は全員が集まるとは限らない、地域住民の健康を守るには、今の状況でどう動くか…頭を悩ませます。

の後の被災者の立ち直りを促進すると言われています。

「平時にできないことは有事にはできない」ことを念頭に、災害が起こった時にどう動くか、そのためには今、何が必要か、を所属や地域単位で考え準備しておくことが大切です。



紀北地域では、「災害時の保健師活動」をテーマに、被災した場合に保健師がどう動くかを考え、訓練する機会として研修会が開催されました。

その様子をお伝えしたいと思います！

『尾鷲保健所管内保健師研修会』

テーマ ～大規模災害時の保健師活動について～

平成25年10月30日の研修会には、紀北地域の市町・地域包括支援センター・尾鷲保健所の保健師が、(災害時を想定して)活動できる服を着用のうえ、各々が災害用荷物を持参して参集しました。健康づくり課・ころの健康センター、午後からは紀北地域活性化化局の職員も加わり、総勢17名の参加がありました。

研修会は午前と午後の二部構成でした。午前中は、「被災地の保健師の活動を具体的にイメージすること」をねらいとしてグループワークを行い、被災地での保健活動経験のある保健師の話しに耳を傾けました。午後からは、地震発生翌日と発生後1週間目を想定し、参加者がそれぞれそれぞれの所属の立場で、図上訓練に参加しました。

災害時は停電になり、電気が使えないことも…それに備え  
 尾鷲保健所では  
 ☆ 保健師活動に必要な物品(血圧計、体温計、ヘルメット、マスク等)をケースにまとめて準備  
 ★ 要支援者台帳、活動に必要な記録用紙、ハンフレット類を印刷しファイリングされています。



### 参加者の意見

- ・被災地に派遣された経験がない中、体験者の話を聞くことで、被災した際の活動のイメージもつことができた。今回のような図上訓練を繰り返し行うことが大切だと感じた。
- ・平時から準備しておくことが大切だと感じた。今の気持ちを持ち続けたい。

### こころのケアについて

☆こころの健康センターと本庁障がい福祉課は、被災地の市町・保健所が「こころのケア活動計画」の方針や方向性を決める際の相談先となります。

★また、「こころのケアチーム」(こころのケアを専門的に行う、外部からの支援チーム)の派遣調整窓口となります。

「こころのケアチーム」を地域住民や支援者のために、是非活用して欲しいと思います。

☆今回の図上訓練では、残念ながら「こころのケア」はあまり取り上げられませんでした。今後、訓練を繰り返す中で、「こころのケア」に焦点を当てた取り組みが広がることを期待します。そのために、当センターとしても「こころのケアの大切さ」について、一層啓発していきたいと思っています。

当センターがお役に立てることがあれば、是非お声かけください。

☆今回の研修会は、保健所・市町・地域包括支援センターが一同に介し、地域の実情に合った具体的なで実効性のある素晴らしい内容でした。このような機会をもつこと、そして繰り返し行うっていくことの大切さを感じました。

紀北地域の皆さん、ありがとうございました！



今回は就労支援の機関として、「地域若者サポートステーション」を紹介させていただきました。  
今回は地域で暮らしていく上での福祉・就労を中心とした相談やサポートを行っている「障がい者(総合)相談支援センター」を紹介させていただきます。

### 1 「障がい者(総合)相談支援センター」ってどんなところ？どこにあるの？

障がい者(総合)相談支援センターは障がい者(児)が地域で自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者および障がい児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な支援を行うところです。

市町の委託を受けた事業者等により運営されています。

身体・知的・精神に障がいのある方やご家族、支援関係者が利用できます。地域ごとに開設されており、県内各地にあります。精神障がいをもった方の支援を行っているセンターは平成25年11月時点で県内に19か所あります。

### 2 「障がい者(総合)相談支援センター」ではどんなサービスが受けられるの？

生活や福祉、就労についての相談窓口です。ひきこもりの相談もできますが、具体的なサービス内容については、センターごとに異なりますので、事前にお問い合わせになるとスムーズです。



### 3 「障若者総合相談支援センター あい」でお話を聞いてきました！

今回は、前橋市・亀山市の相談を担当している「障若者総合相談支援センター あい」を訪ねさせていただきました。ひきこもりの方への支援の実際についてお話を聞かせていただきました。

「あい」では本人やご家族との面接相談、家庭訪問、親の会「すずらんの会」の運営支援などを行っています。

#### 4 お話を聞かせてください

地域で生活を営んでいる人への支援の一つとして、「ひきこもりの方への支援」をされている印象を受けました。障害者総合相談支援センターは、本人や地域の「困りごと」に対して、相談者のペースに合わせて一緒に考えていただけの機関だと感じました。ひきこもりの方へ、長期間の訪問を継続されていて、スタッフの熱心な想いが伝わってきました。  
「あい」の皆さま、どうもありがとうございます。



センターではこれからも関係機関との連携に力を入れていきたいと考えています。皆さまのご協力をお願いします。ひきこもり支援についての情報がありましたら、情報提供をお願いします。このメールアドレスでは、今後ひきこもりについての記事掲載していく予定です。

### センター掲示板

#### 講演会・フォーラム開催案内

ひきこもり講演会  
「ともに生き ともに育つ ひきこもり支援」  
講師 山本 耕平 氏  
(立命館大学産業社会学部 教授)  
12月26日(木) 13:30～16:00  
三重県津庁舎6階 大会議室

薬物フォーラム  
シンポジウム  
「今どきの依存症事情」～もつと依存症を知らう～  
平成26年2月8日(土) 10:00～12:30  
三重県人權センター 多目的ホール

#### ◆編集後記◆

センターではこれから年度末にかけて、各事業で講演会やシンポジウムが開催されます。日に日に寒さが増していますが、寒さに負けずに、みなさまぜひご参加ください！！  
編集担当

#### □ 本人・家族との面談相談、家庭訪問

主にご家族からの相談をお受けしています。その後、家庭訪問をさせていただくこともあります。本人に会えることはほとんどなく、ご家族との面談が中心です。しかし、本人には金銭なくても、「訪問した」とは気配で感じてくれると思います。「訪問した」とを伝えるために、パンフレットや手紙などを置いてくるようにしています。

「あい」まで来ることができている方には、「あい」で本人面談をおこなっています。定期的な面談し、うまく過ごせている面を見つけて、フィードバックしています。



鈴鹿市役所西館2階にあります。



入口の看板です。

#### □ 「あい」での相談につながるまでの期間

ひきこもって間もない方か、もしくは長期間経過した方かの二極化傾向にあります。長期間経過した方は、親が高齢になり、自分たちが亡くなった後のことを気にかけて相談につながる人が多いです。

様々な機関から紹介されて相談につながっています。「あい」は障がい者の相談支援センターですが、相談者は「障がい者」の相談とは異えずに業所されることも多いです。「あい」では障がい者がはつきりわからなくても支援の必要があると思われる場合は相談に応じています。

#### □ すずらんの会の支援

ひきこもりの会「すずらんの会」の運営を支援しています。福祉サービスや社会資源などの情報提供も随時おこなっています。ご家族には、どんな活用できる資源があるのかを「知ってもらおう」と心が大切と考えています。



面接室です。明るなお部屋でした。

#### □ 「あい」での「ひきこもり支援」について

「あい」では多くのひきこもりの方の支援をおこなっています。ひきこもることを認める支援、安心してひきこもっていられる支援が大切だと思います。また、ひきこもり支援はご家族への支援が重要で、ひきこもっている方にとっても、ご家族の役割はとても大きいものです。ご家族が支援を受けることを望んでいないと相談も続かないことが多いです。

# こころの健康 第16号



三重県こころの健康センター  
〒514-8567 津市荻原3-449-34  
三重県津市荻原所轄2階  
TEL: 059-223-5241(代) FAX: 059-223-5242  
Mail: kokoro@pref.mie.jp  
URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/XGKOROC/HP/>

2014年3月

発行

サポートします！こころの健康



三重県こころの健康センターです。  
3月に入り、年度末の感だしたとにも、少しずつ春らしくなってくる時期になりました。  
今号の特集記事は「自殺対策強化月間」、「精神保健福祉法の改正」についてです。  
今号もどうぞよろしくお願い致します。

CONTENTS

- ◆ 特集記事Ⅰ 3月は自殺対策強化月間です
- ◆ 特集記事Ⅱ 精神保健福祉法の改正と、これから私たち支援者が取り組むべきこと
- ◆ ひきこもり地域支援センター ひきこもり支援ネットワーク会議を開催しました！
- ◆ 連載コラム 「災害とこころのケア」その11  
災害派遣精神医療チーム(DPAT)について

◆ 3月は自殺対策強化月間です

1. 自殺対策強化月間とは  
自殺対策を推進するためには、自殺については、自殺について、誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発す

ることが重要で、このため、例年、月別自殺者数が最も多い3月を自殺対策強化月間として、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して啓発活動を推進することとしています。  
自殺対策強化月間では、自殺や自殺に関する啓発事業が重点的に実施されます。



だれかとはなすと安心する。

全国一斉こころの健康相談ダイヤル  
0570-064-556  
全国一斉実施期間：3月3日(月)～3月9日(日)  
受付：24時間受付。相談内容は、無料・匿名で受け付けます。

よりよいホットライン  
0120-279-338  
全国一斉実施期間：3月3日(月)～3月9日(日)  
受付：24時間受付。相談内容は、無料・匿名で受け付けます。

3月は「自殺対策強化月間」です。

相談窓口については内閣府自殺対策推進室HPへ  
内閣府

2. 3月9日(日)13時～16時30分自殺対策シンポジウムを開催します

自殺対策強化月間にあわせて、自殺対策シンポジウムを開催します。今年、「イマドキの若者がタブにいけるために」をメインテーマとしました。三重県人権センター多目的ホールが会場で

### 法改正のきっかけ

障害者権利条約が平成18年12月に国連総会で採択、平成20年5月に発効され、これまでに多くの国々が批准・条約の締結を行いました(平成25年10月で141ヶ国が批准)。

日本では、障害者権利条約が求める水準の「人権配慮」が達成できるよう、さまざまな取り組みが行われ、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の施行など、多くの国内法が整備・改正されました。

これらの結果、遅ればせながら我が国も、平成25年12月に国会で条約の批准を承認、平成26年1月に障害者権利条約の締結に至りました。



今回の精神保健福祉法の改正も、「人権配慮」を達成するための法律の見直しの1つでした。

現在の精神保健福祉法は、保護者の同意による「医療保護入院」や、本来支援されるべき家族に負担をさせている「保護者制度」が規定されており、障害者権利条約で求められている「人権配慮」の面で問題があると言われています。



### 精神保健福祉法改正のポイント

- ① 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定
- ② 保護者制度の廃止
- ③ 医療保護入院の見直し
- ④ 精神医療審査会に関する見直し

大きく4つのポイントを挙げましたが、何といっても、②の保護者制度が廃止されたことが最大のポイントではないかと思えます。

す。イマドキの若者は、コミュニケーションや対人関係の悩みやいきづらさを抱えているといわれています。この若者がタブーにいきっていくためには、何ができるかを一緒に考えてみませんか。

特別講演の講師に、「岩室伸也」先生をお招きします。岩室先生から「自殺対策の考え方〜イマドキの生きるカ〜」について、お話いただきます。講演のあとのシンポジウムは、「生きる力を育むために、私たちができること」がテーマです。人と人とのつながり、地域でのつながりを大切に活動をしている4団体から発表があります。

詳しくは、こちらの健康センターホームページ

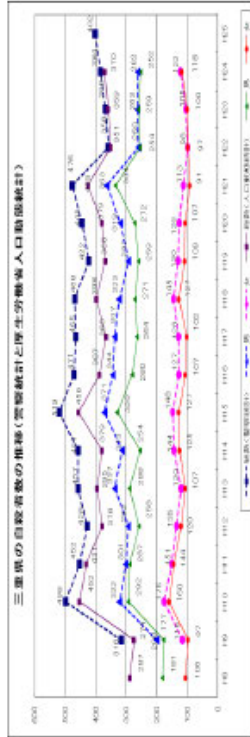
<http://www.prefmie.lg.jp/KOKORO/HP/v/about/sympo.htm> をご覧ください。

当日の参加も可能なので、ぜひ、お越しください。

### 3. 自殺の現状

警察庁より平成25年12月末の月別自殺者数の速報値が発表されました。平成25年の全国自殺者数は、27,195人、そのうち男性は18,727人、女性は8,468人でした。

平成25年の三重県の年間自殺者数は402人で、前年と比べて18人増加しました。平成22年368人から徐々に増加しているのが、三重県の傾向です。月別の自殺者数を見てみると、多かったのは、3月42人、4月43人、5月42人でした。三重県の自殺統計について、こちらの健康センターホームページに掲載しています。



### ◆ 精神保健福祉法の改正と、これから私たち支援者が取り組むべきこと

平成25年6月に精神保健福祉法が改正され、平成26年4月1日から一部を除いて施行されます。そこで、精神保健福祉法が改正されることになったきっかけとその内容、私たちが今後取り組むべきこと等についてお伝えしたいと思います。

◆ 保護者制度の廃止について

保護者制度は精神保健福祉法第20条に定められ、「精神障がい者に治療を受けさせることなど、保護者へのさまざまな「義務」が規定されていました。

精神障がい者の保護者制度は、明治33(1900)年に制定された精神病者監護法の「監護義務者」が始まりとされています。治安対策として、精神病者を座敷牢に私宅監置できる手続さが定められました。昭和25年の精神衛生法で私宅監置は禁止されましたが、それからも現在に至るまで、保護者制度は継続されてきました。



一般的には、未成年者(20歳未満)でなければ法令に基づく保護者はいません。成年者(20歳以上)で保護者が必要となるのは精神障がい者と知的障がい者だけでした。また、成年者の保護者になるには、家庭裁判所で選任手続を行うことが必要でした。

その保護者制度が今回の法改正で廃止されました。精神保健福祉法第20条「保護者」の条項はもちろん、精神保健福祉法から「保護者」の文字が全て削除されました。これは、100年以上続く精神保健福祉の長い歴史を顧みても、これまでで一番の大きな改正といえるかも知れません。

◆ 医療保護入院の見直し

医療保護入院は「精神保健指定医の判定」及び「保護者の同意」を要件とした、患者の意思に基づかない強制入院の制度です。今回の保護者制度の廃止に伴い、入院要件の1つが「保護者の同意」から「家族等のうちいずれかの者の同意」に見直されました。「家族等」とは配偶者、親族者、扶養義務者、後見人又は保佐人で、同意するにあたり優先順位はありません。

また、医療保護入院者が早期に退院できるように支援する「退院後生活支援相談員」を入院後7日以内に選任することや、病院内で医療保護入院の必要性を審議する「退院支援委員会」が新設されました。

さらに、退院後の障害福祉サービス利用を退院前から相談できるよう、地域の相談支援事業所などを紹介すること、とされています。



これから私たち支援者が取り組むべきこと

今回の法改正で保護者制度は廃止されましたが、(患者本人にとつての強制入院制度である)医療保護入院は残りました。「単に、入院の要件が保護者から家族に変わっただけ」「むしろ、医療保護入院のハードルが下がった」という意見も聞かれます。家族の間で本人の医療保護入院に賛成・反対と意見が分かれた場合の対応など、課題も多く見られます。

法改正により、保護者制度や医療保護入院については一定の議論が出されました。「精神障害者の医療の提供を確保するための指針」も策定され、市町・保健所・精神保健福祉センター・県などの役割も定められて、取り組むべき指針が出されています。

しかし、私たち支援者は、これがゴールではなく新しいスタートと捉えることが必要ではないでしょうか。あらためて「人権配慮」の高い意識を持って、日頃から多くの課題と向き合い、当事者や家族に真摯に向き合い、支援に取り組むことが大切なことだと感じています。



ひきこもり地域支援センターの業務のひとつに「ひきこもり支援ネットワークの構築」があります。そこで、ひきこもり支援の現状や課題を共有し、意見交換をとおして、効果的な支援策の検討をすることを目的に「ひきこもり支援ネットワーク会議」を開催しました。

日時：平成26年1月30日(水) 13時30分～16時30分  
場所：三重県津庁舎 第64会議室  
出席者：ひきこもり支援に携わっている方 計 22名  
(教育分野 4名、福祉・児童福祉分野 2名、就労分野 4名、精神保健福祉分野 5名、学識経験者1名、県庁担当者2名、当センター4名)

## 会議の様子

□ ひきこもり地域支援センターから  
会議前半は当センターより、センターの活動内容の報告のほか、他県ひきこもり支援機関の視察報告、ひきこもり社会資源情報をまとめた資料の紹介等を行いました。



センターのひきこもり支援について理解を深めていただきました。  
他県の支援機関についても興味を持っていただけたと思います。

□ 情報交換・意見交換

会議後半は、情報交換・意見交換を行いました。  
各機関・団体のみなさまから、ひきこもり支援の状況を報告していただき、意見交換を行いました。  
参加者は「ひきこもりの支援者」という共通点があるものの、各機関・団体で専門分野はもちろん、対象としている年齢も異なっていることから、各々の機関・団体の支援状況を知ることができたことは今後の支援に大いに役立つと思います。



「教育」、「福祉」・・・といった形式で分野ごとに区切って意見交換をおこないました。



三重県立看護大学准教授の船越明子先生にアドバイザーとして参加していただきました。

「ひきこもっている本人が、『出てみたい』と思ったときに、時期を逃さずに手をつかめるような支援を心がけること」、「(ひきこもっている本人にとって)少しでも豊かな人生を送れるように、という視点を大切にすること」などの助言をいただきました。

□ まとめ

「ひきこもり」は状態像を示していることもあり、多種多様な機関・団体がひきこもり支援に取り組んでいることを互いに認識し合う会議となりました。

各機関・団体が得意としている支援については、その強みを十分に発揮し、他の機関・団体が得意としている部分の支援については、適切な機関・団体によりよいタイミングでつなぐことで、ネットワークが活きたものとなると思います。



このファイルは、センターホームページからダウンロードできます！！

[http://www.ref.mia.kip/kokoroc/hp/hiki\\_komori/hiki\\_komori\\_syakaisizenyouhou.pdf](http://www.ref.mia.kip/kokoroc/hp/hiki_komori/hiki_komori_syakaisizenyouhou.pdf)



センターではこれからも関係機関との連携に力を入れていきたいと考えています。来年度以降もネットワーク会議の開催を予定しています。支援体制の充実につなげるきっかけとしていきたいと思っておりますので、関係機関・団体の皆さまのご協力をお願いします。

また、ひきこもり支援についての情報がありましたら、ぜひ情報提供をお願いします。

連載コラム

「災害とこころのケア」 その11 「災害派遣精神医療チーム (DPAT) について」

皆さんはDPAT(ディーパーット)ということばを聞いたことがありますか？

DPAT(Disaater Psychiatric Assistance Team)とは災害派遣精神医療チーム、のこと  
を言います。大規模災害が発生した際に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精  
神保健活動の支援を行う専門的なチームのことです。

平成 7 年の阪神淡路大震災以降、活動されてきた「こころのケアチーム」にかわるものと  
して、平成 25 年 4 月に国が整備を行いました。そして、平成 26 年 1 月には、具体的な活動  
内容を示す「DPAT活動マニュアル」が作成されたところです。

「DPAT」は、「災害派遣医療チームDMAT(ディーマット Disaster Medical Assistance  
Team)」を参考に名称や定義が決まりました。DMATは、現在テレビドラマでも放送され  
ていますので、ご存じの方も多いのではないのでしょうか。

今回は、DMATと比較しながら、DPATについてお伝えしたいと思います。

DMATとDPATを比べてみると...

災害派遣医療チーム DMAT (Disaster Medical Assistance Team)	災害派遣精神医療チーム DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)
被災地に迅速に駆けつけ、緊急治療を 行う専門的医療チーム。	精神科医療及び精神保健活動の支援 を行う専門的医療チーム。
移動時間を除き概ね 48 時間以内が基 本。必要があれば追加派遣。	1 週間(移動 2 日・活動 5 日)が標準。必 要があれば継続派遣。
医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名 が基本	精神科医師、看護師、事務職員等の数 名
広域災害・救急医療情報システム (EMIS:Emergency Medical Information System)	災害精神保健医療情報支援システム (DMHISS: Disaster Mental Health Information Support System)

DPATの派遣、活動記録の活用、蓄積  
などを目的とした全国統一のシステム

災害派遣精神医療チーム (DPAT) の活動内容

これまで精神科医療の分野では、大規模な災害時に機動的に動くDMATのような仕組みが  
なく、各都道府県等から派遣される「こころのケアチーム」が個別に被災地に入って活動して  
いました。DPATは、従来の「こころのケアチーム」の活動から、輪足をより精神医療に移した  
ものです。

災害派遣精神医療チーム (DPAT) の活動内容

- ① 地域精神医療機関の機能の補充  
(精神科病院の診療の補助、転院患者さんの搬送の付添いなど)
- ② 救護所の支援  
(精神科救護班：常設の精神科診療所を開設するイメージ)
- ③ 避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者への支援
- ④ 支援者への支援
- ⑤ 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える  
一般住民への対応
- ⑥ 「こころのケアの大切さ」についての普及啓発
- ⑦ 活動記録の報告・蓄積

従来の「こ  
ころのケアチ  
ーム」の活動

最後に...

★国が示したDPAT活動指針を受けて、今後は、三重県としてDPATの体制整備をしていくこ  
toになります。

★今後想定される東南海沖地震の場合など、三重県は、被災地としてDPATを受け入れる可能  
性が高い地域です。「DPAT」を地域住民や支援者のために、是非活用して欲しいと思います。  
※DPATについては、本誌で紹介した「災害時こころのケア活動マニュアル」をご参照ください。こ  
の場合、 「こころのケアチーム」を「DPAT」と読み替えてください。

◆編集後記◆

今年度もこころの健康センターでは様々な業務や事業に取り組み、無事に年度末を迎えよう  
としています。これも関係機関の方々をはじめ、皆さまのご協力のおかげです。ありがとうございます。  
来年年度もよろしくお願ひします。 編集担当





平成25年度版  
三重県こころの健康センター所報

平成26年10月発行

三重県こころの健康センター  
(精神保健福祉センター)

〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34  
三重県津庁舎保健所棟2階  
電話 059-223-5241 (代)